

官報

号外
令和五年六月二十一日

○第二百一十二回 参議院会議録第三十四号

令和五年六月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十四号

令和五年六月二十一日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

第二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一及び第二

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願外二百七十三件の請願

一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件(令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について)

総務大臣から発言を求められております。発言を許します。松本剛明総務大臣。

(国務大臣松本剛明君登壇、拍手)

○国務大臣(松本剛明君) 令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告の概要について御説明申し上げます。

政策評価制度は、各行政機関が、自らの政策の効果を把握し、評価することを通じて、政策の企画立案、実施に役立てることにより、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としております。

令和四年度は、政府全体で二千三百五十五件の評価が実施され、その結果が政策の改善、見直しに反映されるとともに、総務省において、複数の行政機関にまたがる政策の評価や各行政機関が行った政策評価の点検等を行っております。また、本年三月には政策評価に関する基本方針の変更を行っております。

社会経済情勢の変化に対応できる行政の実現に

は、政策の効果と現状を把握の上、機動的かつ柔軟に軌道修正を行いながら前進する政策展開が必要であります。

このため、政策の特性に応じた政策効果の把握、分析を行い、政策形成過程において必要となる情報を適切に活用できるよう、政策評価制度の運用を見直しました。

総務省としては、本基本方針の下で行われる各府省の新たな取組を実効性のあるものとするため、各府省の取組事例を把握し共有するとともに、政策評価審議会における議論も踏まえて技術的なガイドラインを策定するほか、政策効果の把握、分析のための統計の整備、データ活用などの技術的支援、職員向け研修の充実などの取組を進めてまいります。

こうした取組を通じて、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政の無謬性にとられない望ましい行動として高く評価されることを目指し、しっかりと取り組んでまいります。

以上が、令和四年度の報告の概要でございます。なお、総務省では、政策評価法に基づく政策の評価のほか、総務省設置法に基づき、各行政機関とは異なる立場から、業務の実施状況を評価及び監視する機能を担っております。

政府の行政評価・監視機能等と立法府の行政監視機能が相まって行政運営の改善が図られることは、国民の行政に対する信頼を確保する上で重要であり、引き続き、行政評価・監視機能等を適切に発揮し、行政の運営の改善に努めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。舞立昇治君。

(舞立昇治君登壇、拍手)

○舞立昇治君 自由民主党の舞立昇治です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました令和四年度政策評価実施状況等報告について質問いたします。

まず、社会の変化に対応した行政評価の在り方について伺います。

コロナ禍の影響も加わり、我が国は本格的な少子高齢化、人口減少社会の国難に直面しています。今後、労働力の減少、消費力の縮小、大都市における高齢者の増加など、これまで経験したことのないほどの変化が訪れます。同時に、地球環境問題の深刻化等もあり、新自由主義的経済重視の社会から持続可能性重視の社会等への変革にも迫られています。これらの変革に的確に対応していくためには、政策の方向性も抜本的に変えていかなければなりません。

そこで、総務省では、本年三月に、政策評価に関する基本方針を改正するとともに、政策評価制度の運用の見直しを行っていますが、今後、急激な人口減少社会やこれまでの延長線にはない政策立案が求められる社会の中で、これからの行政評価はどうあるべきと考え、今回の改正や見直しに臨んだのでしょうか。さらに、変革が求められる時代にあつては、行政も失敗を恐れず、失敗も糧とし、挑戦なくして成功なしの姿勢で臨むことが大切だと考えますが、この点をどう行政評価に具体的に反映させていくお考えか、松本総務大臣にお伺いします。

次に、地方議会からの意見書に関して伺います。

平成十二年の地方自治法の改正により、地方議会意見書の提出先に国会が明記され、令和四年には参議院に四千七百七十八件の意見書が提出されています。この地方議会からの意見書に基づき、国会では、海の日を設ける祝日法の改正のほか、兵庫県議会から全ての都道府県議会へと要望が広がっていった被災者生活再建支援法の一部改正、さらに地震防災対策特別措置法の一部改正が行われてきました。

現在、合区対象県からは、平等な都道府県制度の下、特定の四県だけが半人前として扱われ、不条理で不平等な状態が続いているという怒りの声が上がっていますが、そもそも参議院では、創設以来、全国を一つの選挙区とする選挙とともに、各都道府県から選出する選挙から成り立ってきたことから、全国の地方議会や地方六団体からの意見をしっかりと伺って、更なる国政への反映が求められています。

この点、平成十四年に成立した行政手続オンライン法により、行政機関に対しては地方議会意見書の提出のオンライン化が認められましたが、国会への提出は同法の対象外であったため、全国都道府県議会議長会から改善要望が出され、今国会において地方自治法が改正され、令和六年度からは、地方議会からの意見書は国会にもオンライン提出できるようになりました。この機会に、参議院では地方議会の意見をより国政に反映させる手だてについて検討してはどうかという声が上がっています。

そこで、行政府においても、政策立案や行政監視の際、地方議会からの要請等に基づき、必要に

応じてリモート会議や視察等を通じ、政務三役も手分けして対応するなど、地方議会からの意見書の更なる活用を検討してはどうかと考えますが、地方自治を所管する総務大臣の御見解を伺います。

次に、参議院に提出された地方議会からの意見書の中で、三百近く寄せられた地方財政の充実強化について伺います。

令和五年度地方財政計画では、交付税不交付団体の水準超経費が約二・九兆円計上されました。大半を東京が占めるこの水準超経費は、自治体間の財政力、経済力、施策実行力の格差の大きさを如実に表しますが、この水準超経費が数十年ぶりに三兆円近くに膨れ上がり、東京と地方、そして各地域間の格差がまた一段と増しつづいています。

昨年の出生率は一・二六と、平成十七年以来再び過去最低を記録し、少子化が止まらない中、先般閣議決定されたことも未来戦略方針では、今後三年掛けて年間三兆円台半ばの予算を確保し、加速化プランとして集中的に取組を進め、その財源は年末までに示すこととされましたが、その際、地方財源の確保と財政力格差の是正について十分留意する必要があります。

例えば、児童手当は三分の一が地方負担であるように、自治体が用意すべき額は相当な規模になるため、財政力が弱い団体にも確実に財源確保するとともに、国の歳出改革、特に歳出削減が地方に悪影響を与えないようにしなければなりません。

さらに、子育て政策の現場は自治体であり、少子化対策の拡充には、国が全国的な制度として進める事業と地方独自の事業とが相乗効果を発揮して取り組むことが効果的です。

しかし、現在の国と地方の財源構成のままで、財政力の弱い団体にとって加速化プラン実施の財源確保は容易ではありません。また、東京を始め財政力が豊かな団体では、高校卒業までの医療費無償化や小中の給食無償化など、手厚い独自施策を実施できますが、財源の乏しい多くの自治体ではそう簡単にはできません。

これでは、より手厚い子育て支援策を競い合う中で、大都市圏に若い世代が集中することとなり、ますます人口、経済力、財政力、そして政治力の格差は拡大し、東京一極集中問題がより深刻化するおそれがあります。子供の健やかな成長や教育に関する支援は、自治体の財政力の多寡で大きな格差があつてはなりません。

そこで、国の子供政策予算の抜本的拡充に合わせ、地方財政についても抜本的に拡充することにも、もう一段の地方税の偏在是正と、それに伴う新たな単独事業の実施を可能とする歳出措置を講じる必要があると考えますが、総務大臣の御見解を伺います。

さて、大都市圏と地方の格差は正が進まない一因として、国の政策の企画立案から実行までの過程で地方の声を反映する力が弱まっていると感じます。

衆議院における比例も含めた十三増十三減を始め参議院における合区導入時の十増十減、さらには、島根県の面積の一割にも満たない東京二十三区の区議会議員だけで九百二名も存在し、衆参合わせた国会議員の数よりも多い状況などから分かるように、国と地方合わせた議員のパワーバランスが大都市圏に偏り、政治の力をより強く必要とする地方の声が減っています。

感染症のパンデミックや首都直下地震など、東

京が機能不全に陥れば国全体が倒れるように、人材や食料、エネルギー、さらには、温室効果ガスを吸収し、酸素を供給する基地である地方が衰退すれば、出生率が極端に低く、食料もエネルギーもつけない東京も、そして日本も、やがて確実に衰退することはいま一度真剣に考える必要があります。

各府省庁では、政策立案の際、審議会等を設置して検討しますが、大企業や有名大学が集中する大都市圏の有識者がメンバーに選ばれる傾向になつていないか、東京を中心とした議論になつていないか、とても心配です。

政府において、成長戦略の一環として、魅力ある地方大学の実現に向けた取組や地方創生の推進、事業再構築やスタートアップを支援しているように、地方にも大学や経済界、産業界に優秀な人材が大勢います。また、いまだ人口増の東京では想像もできない深刻な人口減少社会で必死に頑張っている首長や地方議員も多くなります。さらに、人手不足の地域で一人何役もこなし、多忙過ぎて行政に声も上げられず、行政や政治の側から寄り添っていかねければ声を聞けない方もいます。一方で、頑張つてもなかなか報われない方もいます。

そこで、官邸のリーダーシップの下、地方創生の分野だけではなく、あらゆる政策に地方の実情が考慮されるよう、リモート会議や地方開催等も有効活用しながら、これらの方たちをより積極的に政府の審議会や戦略会議、行政監視の場等に登用するとともに、参考人として意見聴取の機会を増やすなどして、国の施策にしっかりと目に見える形で反映していくべきと考えますが、この点を官房長官にお伺いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣松本剛明君登壇、拍手〕

○国務大臣(松本剛明君) 舞立議員からの御質問にお答えいたします。

まず、今後の行政評価の在り方について御質問いただきました。

社会経済情勢の急速な変化の対応には、政策の現状を適切に把握し、進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開が必要です。このため、政策の特性に応じた効果の把握、分析を行い、得られた情報を政策形成過程で適切に活用できるよう、制度運用を見直ししました。

総務省としては、これらの取組に資する知見の共有を通じて各府省を後押しし、新たな挑戦や前向きな軌道修正を行うことが行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指してまいります。

次に、地方議会からの意見書の活用について御質問いただきました。

地方自治法第九十九条に基づく意見書の提出は、地方議会が住民を代表する機関であることを踏まえ、国等の政策に権限を有する機関等に対し意見表明を行う手法として設けられているものです。政策立案等に際し、意見書を受けた行政庁等において、この制度の趣旨を十分に認識した上で適切に活用していくことが重要であると考えます。

最後に、子供予算の拡充について御質問いただきました。

子ども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となつて取り組んでいくべきことと考えます。そのため、地方が引き続き積極的に子ども・子育て政策の強化に取り組めるよう、地方財源の確保は大変重要であり、こども未来戦略方針には

加速化プランの地方財源について盛り込まれております。

今後、総務省としても、地方の意見を十分に踏まえつつ、関係省庁と連携して、政策の課題と解決の現場である地方の財源確保に取り組んでまいります。また、今回の骨太の方針も踏まえ、引き続き偏在性の小さい地方税法体系の構築に向けて取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣松野博一君登壇、拍手〕

○国務大臣(松野博一君) 舞立昇議員にお答えいたします。

政府の審議会等への地方人材の活用等により、地方の実情を国の政策に反映していくべきとお尋ねがありました。

国の政策において地方の実情を考慮することは重要なことであり、政府としては、引き続き、政策課題に応じ、審議会等や行政監視における地方人材の活用や地方の現場の実情把握に努め、地方の声を政策に生かしてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 小沢雅仁君。

〔小沢雅仁君登壇、拍手〕

○小沢雅仁君 立憲民主・社民の小沢雅仁です。

私は、ただいま報告がありました令和四年度、二〇二二年度の政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について、会派を代表して質疑を行います。

参議院の行政監視サイクルのスタートとなるこの本会議も四回目を迎えました。行政監視機能の充実と政策評価の進展に積極的に取り組んできた本院において、こうした取組が積み重ねられてきたことは喜ばしい一方で、我々の行政監視活動や、より良い政策の実現、追求に終わりはありません。

昨今の政府の活動を見ても、マイナンバー制度をめぐる多発するトラブル、国交省OBによる民間企業人事介入、不適切な予算執行や無計画な少子化対策など、深刻な問題が山積をしています。立法府として、こうした問題をきちんと監視、改善していくとともに、政策の立案、評価や、行政の在り方といった根本的なテーマについても議論し、より良い立法と行政を実現していくことを我々の責務であることを改めて強く申し上げ、質疑を行いたいと思います。

初めに、先ほど報告のありました政策評価制度について伺います。

近年、政策評価制度については、政策評価審議会による複数の提言や基本方針の変更、アジャイル型の政策立案、評価など、大きな方針転換が行われていると聞いています。キーワードとなっているのが、無謬性神話からの脱却です。複雑困難な課題に対応するため、機動的かつ柔軟な政策転換が必要であるとして、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが望ましいとされています。

そうした方針を踏まえ、政策評価制度では、画一的、統一的な制度運用を転換し、政策の特性に応じた評価手法の導入、意思決定過程での評価の活用等を推進するとしています。しかし、そうした取組はこれまでの枠組みでも十分可能だったはずで、

これまで政策の特性に応じた評価や意思決定過程等での評価の活用がなされてこなかった要因と、それらの具体的な実施方策について、総務大臣に伺います。

また、政府が言う無謬性神話からの脱却とは一体何でしょうか。行政は間違いを犯してはならない、あるいは、現行の制度や政策は間違っていない、行政がこうした無謬性神話にとらわれず政策の改善や挑戦を行っていくことは重要ですが、単に失敗してもよいというわけではなく、より一層の説明責任が求められるはずで、

い、行政がこうした無謬性神話にとらわれず政策の改善や挑戦を行っていくことは重要ですが、単に失敗してもよいというわけではなく、より一層の説明責任が求められるはずで、

そもそも、無謬性神話からの脱却などと言えるほど行政は国民からの信頼を得られているのでしょうか。複数の調査で、国民からの政府への信頼が低いことが明らかになっているほか、国民からの行政に関する苦情や意見を受け付けている総務省の行政相談には毎年十万件以上の相談が来ています。無謬性神話を脱却した行政は、国民に対するより丁寧な説明や対応により、国民の信頼を得ていく必要があるのではないのでしょうか。

政府の言う無謬性神話からの脱却の意味と、政府の説明責任の在り方について、総務大臣に伺います。

行政評価制度の方針を受け、政策評価を所掌する総務省行政評価局にも変化が起きています。行政評価局の業務の運営方針を定める行政評価等プログラムにおいて、毎年度公表されていた向こう三年間の調査テーマが昨年度から公表されなくなつたのです。昨年の本会議では、環境の変化や行政課題をより迅速に調査テーマに反映させるため、テーマは随時決定することとした旨の説明がありました。

迅速な調査テーマの決定、着手は重要である一方、無計画は、行政の透明性確保や計画的、効率的な行政運営という観点から適切とは言えません。また、政府として長期的な視野から取り組むべきテーマもあるのではないのでしょうか。

調査テーマの決定、着手を計画性と柔軟性を持ったより適切な形に見直す必要性について、総務大臣に伺います。

の行政評価等プログラムの策定、公表が、今年は五月八日まででなされませんでした。業務の運営方針が一月以上定まらないまま活動する行政組織があつてよいのでしょうか。行政運営の計画性や透明性、活動の事後的評価という観点からも問題があり、評価を担う組織の姿勢としても不適切と考えます。

行政評価等プログラムには、政策評価法で毎年度策定が義務付けられている。総務省が行う政策の評価に関する計画も含まれています。この点では、政府が政策評価法や計画、プログラムといったものを軽視しているとも取られかねません。行政評価等プログラムの策定、公表も含めて、計画的に実施されるべきです。

令和五年度、二〇二三年度の行政評価等プログラムの公表が遅れた理由と今後の在り方について、総務大臣に伺います。

この政策評価についての本会議が始まった令和二年、二〇二〇年は、ちょうど新型コロナウイルス感染症への対応が始まった時期でもありました。この異例の感染症に対し、政府においても異例の対応が数多く行われ、本会議や行政監視委員会でも、政府の対応の評価、検証の必要性や在り方が議論されてきました。

昨年の本会議では、コロナ禍においてマスクの転売規制等の事前評価が間に合わなかった事案等を挙げ、緊急時の規制の評価の在り方についてお伺いしました。総務大臣からは、こうした事態が発生した際の評価の在り方について対応を整理していく旨の答弁があつたと記憶しています。

その後、対応は整理されたのでしょうか。緊急時の規制の評価、また、感染症や災害といった甚大な外部要因が発生した場合の政策評価の在り方とその検討状況について、総務大臣にお伺いいた

します。

先日、いわゆるマイナンバー法改正案が可決、成立しましたが、マイナンバー制度をめぐっては深刻なトラブルが後を絶ちません。マイナ保険証に別人の情報が登録されるミスやコンビ二における戸籍証明書等の誤交付、マイナポイントの付与誤りなどが数多く発生し、国民に被害が及ぶとともに、システム停止や総点検など、医療現場や地方自治体にも大きな負担を掛けています。

こうした失策が相次ぐ原因と、国民や医療現場、地方自治体等に大きな負担を掛けていることについて、どのようにお考えでしょうか。デジタル大臣に伺います。

また、こうしたトラブルが続く中、政府は二〇二六年に仕様を変更した新しいマイナンバーカードを発行することを明らかにしました。もしシステムが堅牢で安定しているなら仕様の変更など必要なく、拙速に変更すれば更なるトラブルに見舞われかねないようにも思います。

このにわかに浮上してきたマイナンバーカードの変更について、それが新たなトラブルや現場への負担、更なるコスト増につながる懸念等について、デジタル大臣にお伺いをいたします。

こうした状況の中でも、政府は構わずマイナンバーカードの利用範囲の拡大等を進めています。制度やシステムはますます複雑化し、今後ともトラブルが多発することが容易に想像され、行政への信頼も失われるばかりです。

立憲民主党としても、真に国民生活に資するマイナンバーの効果的な活用を進めることは必要だと考えています。しかし、国民の信頼なくして制度は成り立ちません。マイナンバー制度については、一度立ち止まり、複雑な制度設計や政策の在り方、進め方について考え直す必要があるのでは

ないでしょうか。マイナンバー制度見直しの必要について、デジタル大臣の所見を伺います。

マイナンバーと同様に行政の信頼を失わせている事案として、国土交通省OBによる民間企業人事への介入問題があります。

官僚OBによる民間企業人事への介入が許されないのはもとより、一層深刻なのは、政府による事態の全容説明が進まないことです。

国土交通省の人事情報の外部への提供といった重要な事実は、民間の独立検証委員会により明らかにされました。国会においても再三、全省調査等の必要性が指摘されているにもかかわらず、政府はごまかすように小規模な事実確認を小出しで行っているだけです。これでは国民の懸念を払拭することはできず、政府の危機管理や説明責任の観点からも問題です。

国土交通省OBによる民間企業人事介入問題に係るこれまでの対応の反省と今後の対応方針について、国土交通大臣にお伺いをいたします。

次に、政府の重要政策である国土強靱化について伺います。

先月、会計検査院が防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策について検査結果を公表し、閣議決定の記載内容外使用が明らかになりました。三か年緊急対策の根拠となる閣議決定等に明記されていない内容の事業が少なくとも三千二百十二件行われ、六百七十二億円以上の予算が支出されています。緊急輸送道路ではない道路において景観向上のための無電柱化が行われるなど、問題のある事例が散見されます。こうした明らかに問題のある事例が指摘されているにもかかわらず、担当である内閣官房の国土強靱化推進室は、閣議決定等において示されている内容以外を実施してはならないことにはなっていないなどと説明

しています。

こうした国土強靱化対策閣議決定の記載内容外使用についてどう対処されるのか、国土強靱化担当大臣に伺います。

また、昨年の本会議でも指摘したとおり、内閣官房は政策評価法の対象になっておりません。昨年の総務大臣の答弁では、内閣官房の担う内閣の重要方針は高度に政治的な判断により決定されるものであり、その妥当性については基本的に国会等の場において議論されていることがその理由として挙げられました。

しかし、内閣官房に各種本部等を設けて総合調整している政策や府省横断的な政策課題といった、内閣の重要政策であるより上位の政策等については増加しているところであり、内閣の重要方針こそ政策評価を行うべきではないでしょうか。

内閣の重要方針とされる政策には、通常、巨額の予算や人員が割かれます。政府にはより一層の説明が求められるとともに、その取組状況や成果も客観的に評価されるべきです。

今回の国土強靱化の会計検査でも、取りまとめを行うべき内閣官房が三兆六千七百九十億円にも及ぶ予算の実際の支出額を把握していないことや、年次計画における目標管理などに問題があることが明らかとなっています。

総務省は政策評価制度の質の向上を目指し、調査研究等を行っていますが、既に二〇一七年に「政策体系のより上位の政策等」への政策評価の活用等に関する調査研究報告書」をまとめているます。内閣官房の行う国土強靱化を始めとする重要政策に対する政策評価の在り方と、そもそも内閣官房を政策評価法の対象とする必要性について、改めて総務大臣にお伺いをしたいと思います。

現在の政府の重要政策の一つは、子ども・子育て

て政策です。政府は次元の異なる少子化対策として多くの政策を打ち出し、三・五兆円の予算が組み込まれる見込みとことです。他方で、その裏付けとなる財源確保のめどは立っていません。裏付けのない予算規模ありきの政策立案は無責任です。E B P M の観点からも、まず、これまでの政策の検証を行い、真に必要で効果的な政策は何かを判断すること、そして、その財源をきちんと確保することが政府の責任ではないでしょうか。

なぜ予算を突然三・五兆円にまで膨らませながら財源の確保を年末まで先送りにしたのか。子ども・子育て政策で想定される予算規模の内訳とその根拠、さらに財源の確保策とその実現めどについて、小倉担当大臣に伺います。

このような予算規模ありきの政策立案が、先ほど指摘した国土強靱化を始めとする政府の重要政策、目玉政策における予算の目的外使用や便乗計上につながっているのではないのでしょうか。コロナ関係予算や地方創生でも会計検査院からの指摘や多数の報道があったことは記憶に新しいところです。子ども・子育て政策も、異次元の名の下に目的外使用や便乗が懸念されます。

子ども・子育て政策において予算の目的外使用や便乗計上、議論やエビデンスなき政策立案、執行があつてはならないと考えますが、小倉担当大臣の認識と、そうした事態を防ぐための方策について伺います。

以上、参議院としての行政監視の取組の新たな一年間のサイクルの出発点に当たって、幾つかの課題を含め、質問させていただきました。行政監視委員会の更なる活動充実への決意を申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

令和五年六月二十一日 参議院会議録第三十四号

国務大臣の報告に関する件(令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について) 五

(国務大臣松本剛明君登壇、拍手)

○国務大臣(松本剛明君) 小沢議員からの御質問にお答えいたします。

まず、政策の特性に応じた評価等の実現方策について御質問いただきました。

これまでの、各行政機関における評価の一覧性の確保を重視して評価様式の標準化を進めてまいりました。こうした取組は、制度の定着に寄与してきた反面、硬直的、形式的な評価を招き、意思決定過程で活用しづらいとの指摘もあり、政策の特性に応じた評価が可能となるよう評価方式等を見直しを行ったところです。

総務省としては、政策評価が一層活用されるよう、政策の特性に応じた効果把握、分析等の知見の共有など、各府省の評価を支援してまいります。

次に、無謬性神話からの脱却と政府の説明責任の在り方について御質問いただきました。

無謬性神話の弊害については、平成九年の行政改革会議最終報告において、時代環境が目まぐるしく変化の中で、行政のみに無謬性を求めることは、その政策判断の萎縮と遅延、先送りを助長することになりかねない指摘されておりますが、この指摘は、社会経済情勢の変化に合わせた機動的かつ柔軟な政策形成、評価が求められる現在においても価値や重要性は失っていないと考えております。

政策評価の取組を通じて、政策の現状を適切に把握し、進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開が必要です。また、それらを国民の皆様にお伝えをすることで説明責任を果たし、行政に対する国民の納得と信頼を得られるよう努めてまいります。

次に、行政評価局の調査テーマの決定、着手の

方法について御質問いただきました。

調査の実施に当たっては、計画性と柔軟性を持ってテーマを決定し、調査に着手することが重要であります。こうした観点からは、調査テーマについては、行政評価等プログラムにおいて選定の考え方を示した上で、政策評価審議会の議論を経て随時決定することとしています。調査テーマ決定後は速やかに調査に着手して、行政課題の迅速な解決を図ってまいります。

次に、令和五年度行政評価等プログラムの公表時期について御質問いただきました。

行政評価等プログラムは、政策評価、行政運営改善調査、行政相談について重点的に取り組むべき事項を定めるものであり、令和五年度については、本年三月末に閣議決定した政策評価基本方針の一部変更を踏まえ検討を行ったことから、五月八日に決定し、公表しております。

今後も、行政評価等プログラムについては、政府方針等を踏まえ、できる限り速やかに決定し、公表してまいります。

次に、緊急時の規制の評価について御質問いただきました。

規制は国民の権利や義務に影響を及ぼすものであることから、その新設等に際しては事前事後の評価を実施することとされております。その上で、新型コロナウイルス感染症対策のように緊急時の規制に係る評価については迅速性が求められることから、規制の政策評価ガイドラインにおいて簡素化した事前評価を可能としております。

緊急時の規制に係る評価の在り方については、新型コロナウイルス感染症の経験も参考に、更なる簡素化の余地を検討しており、今後、政策評価審議会での議論も踏まえ、具体の対応について検討してまいります。

最後に、内閣官房を政策評価の対象とすることについて御質問いただきました。

内閣官房は内閣を直接補助する組織であり、内閣の重要政策に関する基本的な方針の企画立案等を担っています。このような内閣の重要方針は時々の内閣による高度に政治的な判断などにより決定されるものであるため、その妥当性については基本的に国会等の場において議論されているところであり、内閣が定める方針の下で各行政機関が担う事務とは性格や位置付けが異なるものと考えられます。このため、内閣官房は各行政機関の事務を対象としている政策評価法に基づく政策評価の対象とは位置付けられておりません。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(河野太郎君) まず、マイナンバーに関する事案の原因などについてお尋ねがあります。

一連の事案の原因は、自治体が管理するシステムの誤り、共用端末のログ忘れ、事務処理の誤りなど様々であり、マイナンバー制度そのものに起因しているものではありません。また、これらの事案については、既存のデータやシステムの総点検を行うとともに、新規データの誤登録防止策を徹底するなど、関係省庁と連携した取組を進めてまいります。

引き続き、自治体や関係機関の声も伺いながら、国民の不安払拭のための丁寧な対応を行ってまいります。

次に、次期マイナンバーカードについてのお尋ねがありました。

現在発行しているマイナンバーカードは今後順次有効期限を迎えるため、このタイミングを踏まえて次世代のカードを検討するもので、今般の一連の事案とは関連ありません。

具体的には、二〇二六年の導入を目指し、券面記載事項や暗号化技術などのセキュリティ対策について、時代の進展に対応した検討や、効率的なカード管理システムについても検討することとしています。今後、様々な関係者の御意見も丁寧に向いながら、現場の負担も留意しつつ、詳細検討を進めてまいります。

最後に、マイナンバー制度の在り方についてお尋ねがありました。

一般のマイナンバー法の改正においてマイナンバーの利用範囲が拡大しますが、行政機関等の保有する個人情報、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機密ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報を辛くする式に抜き出すことはできないといった個人情報保護に十分配慮した仕組みは、改正によっても何ら変更はありません。

こうした個人情報保護に配慮した仕組みは重要であり、デジタル社会の基盤であるマイナンバー制度の推進に当たっても維持してまいります。(拍手)

〔国務大臣斉藤鉄夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 小沢雅仁議員から、国土交通省OBに関する事案についてお尋ねがありました。

これまで私が主導して事実確認の調査やその点検を行ってありますが、現時点において再就職等規制違反に当たるとは確認されていません。

一方、現役職員の異動情報が記載されたいわゆる線引きが内示後とはいえ公表前に外部の者に共有されていたことは、国土交通大臣として大変重く受け止めております。

とすると、既にこれらの是正を指示済みでございます。

あわせて、今回の事案を契機として、国民の皆様の信頼を得られるよう、私が先頭に立つて、省内のガバナンスの強化、公正公平な行政運営の実現に向けてあらゆる努力を行ってまいります。(拍手)

〔国務大臣谷公一君登壇、拍手〕

○国務大臣(谷公一君) 小沢雅仁議員より、国土強靱化対策閣議決定の記載内容外の使用について御質問いただきました。

平成三十年の閣議決定に明記されていない工事を実施したのではないかと御指摘については、国土強靱化に関する対策の目的を達成するため、地方公共団体等が現場の状況等に柔軟に対応しながら一連の工事として実施したものと承知しております。

今後の国土強靱化に関する対策の実施に当たっては、誤解を招くことがないように、閣議決定文書等に示されている内容の範囲内で行うこととし、各府省庁が地方公共団体への周知を行うとともに、実施の状況について公表するなど、説明責任を果たしてまいります。(拍手)

〔国務大臣小倉将信君登壇、拍手〕

○国務大臣(小倉将信君) 小沢議員から、子ども・子育て政策の財源や規模についてのお尋ねがございました。

こども未来戦略方針に掲げる加速化プランの予算規模は、現時点ではおおむね三兆円程度となりますが、さらに、こども未来戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後こども大綱の中で具体化します貧困、虐待防止、障害児、医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡

充を検討し、全体として三兆円半ばの充実を図ることとしております。

また、財源について、歳出改革等の内容は毎年の予算編成を通じて具体化していくこととなりますが、こども未来戦略方針において、全世代型社会保障を構築する観点から歳出改革等の取組を徹底することによって、実質的に追加負担を生じさせないことを目指すとの方針が明記されたところであり、先送りの指摘は当たらないものと認識しております。

また、予算の目的外使用とエビデンスに基づく政策立案についてのお尋ねがございました。

まず、予算の目的外使用に関する御質問をいただきましたが、子ども・子育て政策を含めた予算事業については、目的外使用にならないよう、国会で議決した予算の趣旨に沿って適切かつ効率的に執行していく必要があるものと認識しております。

次に、エビデンスに基づく政策立案に関する御質問をいただきましたが、こども未来戦略方針は、有識者や子供、若者、子育て当事者の意見を丁寧に向いながら様々なエビデンスに基づいて議論を行い、子ども・子育て政策として必要な施策を取りまとめたものになります。

引き続き、子ども・子育て政策においてエビデンスを踏まえた政策立案、執行がなされるよう、内閣官房行政改革推進事務局や総務省が行っております政府全体でのEBPMの推進の取組と連携しながら適切に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 竹内真二君。

〔竹内真二君登壇、拍手〕

○竹内真二君 公明党の竹内真二です。会派を代表し、令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について、関係大臣に質問いたします。

報告につきまして、関係大臣に質問いたします。

本会議における政策評価等に関する報告と質疑は今回で四回目となりました。我が党としても強力に推進してきた参議院の行政監視機能強化の取組が着実に定着してきたことを実感いたします。

政策評価制度においては、近年、デジタル技術の発展など、社会経済の急速な変化により複雑化、困難化する課題に的確に対応するため、改革が求められてきました。政策評価審議会を始めとして政府内で多くの検討が重ねられてきましたが、本年三月、政策評価に関する基本方針の一部変更が閣議決定されました。

改めて、今回の基本方針の変更が目標とする政策評価制度の方向性とその意義について伺います。また、この大きな動きが掛け声だけで終わることのないよう、着実に取組を進めてもらう必要がありますが、実現に向けた総務大臣の決意を伺います。

今回の基本方針の変更では、画一的、統一的な制度運用からの転換を目指し、各府省において、政策の特性に応じた評価手法を導入することとされました。これまで政策評価制度は、評価のための評価になっていたといった課題も指摘されてきましたが、今回の変更により、政策の改善に役立ち、意思決定過程で活用される評価となっていくことを強く期待いたします。

一方、画一的、統一的な運用ではなく、しっかりとらいつて、政策評価を実施する府省によってその取組に差が生じることになってはなりません。今回の基本方針変更の趣旨を踏まえ、全ての府省において実践的な政策評価が実施される必要があります。政策評価制度を所管する総務省としても積極的な取組が求められると考えます。各府省の

評価の質を担保するためにどのような取組を行っていくのでしょうか。総務大臣に伺います。

次に、行政計画や通知、事務連絡の在り方について伺います。

我々公明党は、ネットワーク政党として、各地域の声に耳を傾け、様々な政治課題に取り組んでまいりました。その中で、地方自治体の負担軽減の在り方について多くの意見が寄せられております。行政監視委員会における国と地方の行政の役割分担に関する議論においても、我が党は一貫して行政計画等の在り方を見直し、負担を軽減する必要性について訴えてきました。また、行政監視委員会の参考人質疑においても、行政計画による地方自治体の負担の大きさと効率化の必要性についての意見が多く見られました。

そのような中、政府は本年三月、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドを閣議決定しました。計画の統廃合を行い、意思決定の形式等を地方自治体の判断に委ねていく方向性は歓迎すべきものであり、地方自治体の負担を軽減しつつも、効果的に政策が実施されるよう、政府一丸となって取り組んでいただきたいと考えます。今後の具体的な取組方針について、地方自治を所管する総務大臣の所見を伺います。

行政計画の策定に伴い、目標の設定や計画の進捗管理が求められるため、地方自治体においても評価に関連した取組の充実が欠かせません。しかし、こうした評価に関しても、地方自治体の人手不足や事務負担の大きさが課題として指摘されています。そのため、地方自治体の自主性を尊重しつつも、国が評価に関する技術的な情報提供等の支援を行う必要性は高いと考えます。

地方自治と政策評価を所管する総務省として、昨今の計画行政の在り方の見直しの動きを踏ま

え、地方自治体の評価の取組をどのように支援していくのか、お伺いします。

国と地方の関係においては、コロナ禍で見られたような、国からの大量の通知や事務連絡について議論がありました。この点、行政監視委員会では、現場での受け止めに十分な配慮をすることなく通知等を発出してしまいう傾向があったのではないかと指摘も見られました。緊急時の対応であり、致し方ない面もあったとは思いますが、しっかりと検証した上で適切な対応を取るべきであると考えます。

こうした状況を踏まえ、第三十三次地方制度調査会でも、国と地方の情報共有やコミュニケーションの在り方について議論が行われていると承知しています。通知や事務連絡の在り方について、地方の負担を軽減するような方策が必要と考えますが、改めて総務大臣の見解について伺います。

次に、地方における行政計画に関連して、総務省の災害時の道路啓開に関する実態調査について伺います。

この調査では、大規模災害の想定されていない地域において道路啓開計画が未策定となっている実情が明らかになりました。

我が国は、地震だけではなく、台風や大雪のリスクにもさらされ、全国どの地域においても大規模災害の可能性を排除することはできません。道路啓開は、大規模災害時に早急に救援ルートを確認し、命を守る重要な役割を担っています。東日本大震災では災害発生後に道路啓開の作戦が立案されたという反省からも、事前の計画策定の推進が不可欠です。

今回の勧告を受けて、今後、国土交通省としてどのような取組を展開していくのでしょうか。国

土交通大臣の見解を伺います。

機能の更なる充実を目指し、全力で取り組んでいくことをお約束し、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣松本剛明君登壇、拍手)
○国務大臣(松本剛明君) 竹内議員からの御質問にお答えいたします。

次に、少子化対策についてお伺いします。
公明党は党を挙げて少子化対策に取り組んでおり、政府の少子化対策にも我が党の提言が随所に反映されています。少子化対策は、子ども・子育て支援のみならず、経済的支援や社会全体の構造、意識の改革など、政府一体となって各府省が連携し、総合的な対策を行うことが必要となります。そして、効果的に対策を進めるためにも、データや統計を活用したE B P Mの実践や、子育て当事者らの目線に立つて、実施した施策の効果を的確に検証し、必要に応じて柔軟に見直していくことが求められています。

司令塔となることも家庭庁には、E B P Mを着実に実践しつつ、子育て当事者や若者などの声に耳を傾けながら、少子化対策のかじ取りをしていただきたいと考えますが、小倉大臣の決意を伺います。

異次元の少子化対策を行う上では、多くの予算も必要となります。そのために、実施した施策が効果的だったのか、もしそうでなかったのであれば、どう改善していくのか、国民への説明責任が一層問われることとなります。異次元の少子化対策の小倉大臣の試案においてもP D C Aサイクルの推進が掲げられていますが、このP D C Aサイクルの徹底とともに、適切な政策評価の仕組みを整備し、国民への説明責任を果たしていく必要があります。

そこで、こども家庭庁における今後の政策評価の実施方針について、小倉大臣にお尋ねをします。

最後に、政策評価制度の創設から深く関わってきた公明党として、今後も政策評価制度の更なる進展に向け尽力するとともに、参議院の行政監視

まず、政策評価制度の運用の見直しの意義と実現に向けた決意について御質問いただきました。社会経済情勢の変化に対応できる行政の実現には、機動的かつ柔軟に軌道修正を行いながら前進する政策展開が必要です。このため、政策の特性に応じた政策効果の把握、分析を行い、政策形成過程において必要となる情報を適切に活用できるよう、今回、政策評価制度の運用を見直ししました。新たな制度運用の下で行われる取組を通じて、新たな挑戦や前向きな軌道修正を行うことが行政の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指してまいります。

次に、各府省の評価の質を担保するための取組について御質問いただきました。
今回の政策評価制度の運用見直しでは、各府省における政策の特性に応じた評価を行うこととしており、その際には評価の質の担保は大事であると考えております。

このため、総務省としては、各府省の取組事例を共有するとともに、求められるエビデンスの水準や分析手法等に関し、政策評価審議会での議論の上、技術的なガイドラインとして策定すること、統計の整備やデータ活用技術の支援に取り組むこと、各府省の職員向け研修の充実などに取り組むこととしており、このような取組を通じて各府省における評価の取組を支援してまいります。

次に、計画策定に係る自治体の負担軽減について御質問いただきました。

本年三月に閣議決定された御指摘のナビゲーショングイドに沿って、各府省において新規の計画策定等の抑制を図るとともに、自治体の計画策定等に係る事務負担の軽減を図ることにより、職員が地域の実情を踏まえて創意工夫をより発揮すべき企画立案業務などに注力できる環境を整えることが重要と考えております。

総務省としても、国と地方を通じた効率的、効果的な計画行政の実現を期してまいります。

次に、地方自治体に対する行政評価の支援について御質問いただきました。

今回の国の政策評価制度の運用の見直しは、地方自治体が評価を行うに当たっても参考になるものと考えており、地方自治体の職員も参加する研修などを通じて、今回の見直しの考え方を含め、政策効果の把握、分析のための手法や各地方自治体の行政評価の取組状況などについて情報提供を行ってまいります。各地方自治体が地域の実情に応じ自主的、主体的な行政評価を進めることができるよう、必要な支援に取り組んでまいります。最後に、通知等に係る自治体の負担軽減について御質問いただきました。

第三十三次地方制度調査会では、感染症対応における課題も踏まえ、国と地方の間のコミュニケーションを円滑にし、相互の連携、協力の実効性を高めていくための方策等について御審議いただいております。

様々な課題に対し国と自治体が相互に協力しながら円滑にコミュニケーションを取って対応していく上では、自治体の業務を圧迫することがないよう留意する必要があり、通知等の発出に当たってはできる限り簡素で明瞭にすることが重要と考えております。(拍手)

(国務大臣斉藤鉄夫君登壇、拍手)

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 竹内真二議員から、災害時の道路啓開についてお尋ねがありました。

本年四月、総務大臣から、災害時の道路啓開に関する実態調査の結果に基づき、地方整備局が主体となった協議会の設置や、道路啓開計画の策定などの備えを推進することについて勧告がありました。

国土交通省としては、これまで、地方整備局単位で協議会を設置し、首都直下及び南海トラフなど、大規模地震が想定される地域から順次道路啓開計画を策定してきたところです。今後は、まだ策定していない地域につきましても、地方整備局が主体となつて協議会を設置するとともに、地域の実情を踏まえ道路啓開計画を策定するなど、災害に対する事前の備えを推進してまいります。(拍手)

(国務大臣小倉將信君登壇、拍手)

○国務大臣(小倉將信君) 竹内議員から、少子化対策におけるEBPMの活用についてお尋ねがありました。

少子化対策においても、エビデンスに基づき取組を進めることが重要であると考えています。

こども家庭庁では、四月の設立時からEBPM推進室を設置し、本日から有識者によるEBPM研究会を開始する予定です。この研究会では、三つの重点プロジェクトを定めて、EBPMの考え方に基づく効果検証の取組を進めるとともに、子供政策においてEBPMを進める仕組み、体制や必要なデータ等について議論を進めることとしていきます。

子供や若者からの意見をしつかりと耳を傾けるとともに、内閣官房行政改革推進事務局や総務省が行っている政府全体でのEBPMの推進の取組

と連携しながら、少子化対策全体のEBPMを推進してまいります。

また、こども家庭庁における政策評価の実施方針についてお尋ねがありました。

こども家庭庁において政策評価法に基づく政策評価基本計画及び事後評価の実施計画を策定するに当たっては、政府全体の子供施策に関する基本的な方針を踏まえることが必要であると考えております。

今年の四月に施行されたこども基本法に基づき、新たに子供施策に関する基本的な方針等を定めることも大綱を年内を目途に策定することとしており、現在、こども家庭審議会の下で議論が進められているところであります。こども大綱を策定した後に、政策評価法に基づき、こども家庭庁の政策評価基本計画及び事後評価の実施計画を定めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 梅村聡君。

(梅村聡君登壇、拍手)

○梅村聡君 日本維新の会の梅村聡です。私は、会派を代表して、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について質疑を行います。

改革なくして成長なく、大きな変化に対処するためには、大胆かつスピーディーな政策形成が求められています。このためには、適切な政策評価の実施が欠かせません。本日は、政策の評価という観点から、EBPMの推進や政策評価制度の在り方、新型コロナ対策の検証の必要性、行政のデジタル化の推進について伺います。

EBPMの推進は、限られた資源を有効活用し、国民に信頼される行政を展開するためには必須の取組です。我が党としても、非常に重要な取組であると認識しております。EBPM推進の必要性については我が国においても浸透しつつあるように思いますが、依然として具体的な効果などの実像が見えにくいと感じます。こうした中、本年三月には政策評価制度の大きな見直しも行われました。

そこで、改めて、EBPMが政府の政策形成や評価の改善に具体的にどのようなように寄与しているのか、また、今後どのような展望や効果が期待されているのか、総務大臣の見解をお伺いします。

政策評価制度の見直しでは、政策の特性に応じた評価を行い、政策の効果を把握していくことが目指されています。EBPMの観点からも、こうした評価には高い評価スキルが必要と考えます。現在、政府には、政策評価に類似する制度として、内閣官房が所管する行政事業レビューがあります。行政事業レビューにおいても、本年三月にEBPMの手法の導入など抜本的な見直しが行われました。政府の取組におけるEBPMの重要性は着実に高まっています。

そこで、EBPMの取組を定着させていくための今後の人材育成の在り方について、総務大臣、行政改革担当大臣にお伺いします。

政策評価と行政事業レビューでは、実施根拠や対象などに違いはありますが、行政の効率化や透明性の確保という目的には類似性を感じます。これまでも、両制度の在り方をめぐる政府の検討では、作業の重複感や各府省庁の負担の解消、連携の必要性などが指摘されてきました。本年三月の両制度の見直しでも、すみ分けや連携が課題になつていると承知しています。

今こそ、両制度の関係の更なる整理、再編に抜本的に取り組む必要があると考えます。総務大臣、行政改革担当大臣の認識、また、今後の両制

度の連携や合理化の方向性についてお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関する検証の必要性についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症は、五月八日をもって感染症法上の位置付けが五類感染症になりました。新型コロナウイルス対策をめぐっては、政府の有識者会議が昨年六月に報告書を公表し、はや一年がたとうとしています。当時の報告書でも様々なデータは示されましたが、対応の真つただ中での検証でもあり、深い検討を行うには様々な制約もあったかと思えます。今後起こり得る同様の危機に備えるためにも、EBPMの観点から、幅広い知見に基づき、エビデンスの妥当性にまで踏み込んだ全政府的な検証が求められるものと考えます。

新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行を踏まえ、将来的な政策形成にも資するような検証の実施を求めますが、コロナ担当大臣の所見をお伺いします。

政策評価制度におけるEBPMの取組として、総務省が様々な府省と共同で多様な政策の効果検証を実施する実証的共同研究があります。政策効果の把握、分析手法等の知見、ノウハウの蓄積、提供を進めるとされ、五年間で十二件の研究が行われてきました。これまでの多様な新型コロナウイルス対策についてもこの実証的共同研究でEBPMの観点から効果検証を行い、その成果を蓄積していくことが必要ではないでしょうか。そうした蓄積が、例えば秋にも発足する内閣感染症危機管理統括庁の政策立案等に生かされるならば、非常に有益です。

総務省の実証的共同研究において新型コロナウイルス対策の効果検証を行う必要性について、総務大臣にお伺いをします。

総務省行政評価局の調査テーマは、昨年度か

ら、事前に計画、公表されるのではなく、随時決定されることとなりました。環境の変化や行政課題をより迅速に反映させるためとのことですが、つまり、より緊急性、重要性が高いものに柔軟に対応し得るようになったのではないかと考えます。過去には、大きな問題となった統計不正問題について総務省行政評価局が迅速に調査を行ったこともあると承知をしています。

これまで国会でも度々求められてきた新型コロナウイルス対策に対する調査、評価を今こそ行うべきではないでしょうか。総務大臣の所見をお伺いします。

行政を効率化し、新たな財源を生み出し、国民の利便性を向上させるためにも、地方自治体を含めた行政のデジタル化の推進は欠かせません。地方のデジタル化に関しては、コストの削減という面でも課題が見られます。政府は、地方自治体に対し二〇二五年度までにシステムの標準化を求めている、情報システムの運用経費等を二〇一八年度比で三割削減する目標を掲げています。一方で、標準化が進んでも、システムへの依存が高まり、自治体の情報システム全体で見ると大きなコスト削減になるとは限らないという指摘もあります。将来的なシステム更新に要する費用も考えなければなりません。

地方自治体のデジタル化推進による長期的なコスト削減の展望について、デジタル大臣にお伺いします。

デジタル化の鍵となるのがマイナンバーカードの普及です。しかし、マイナンバーカードをめぐっては、マイナ保険証の他人の情報へのひも付けなど、トラブルが後を絶ちません。原因究明と再発防止の徹底を強く求めます。

トラブルが発生する根本的な原因には、デジタ

ル化やマイナンバーカードの普及自体が目的化してしまっていることが挙げられるのではないのでしょうか。マイナ保険証一つを見ても、医療機関等から不安や不便の声が聞かれる一方、そのメリットは現場や国民に十分に認識されていません。デジタル化やマイナンバーカードの普及により何が実現でき、どう便利になるのか、国民との認識の共有が極めて重要です。

デジタル化やマイナンバーカードの普及自体を一義的な目的とせず、そのメリットを強力に打ち出していく必要があると考えますが、デジタル大臣及び総務大臣の所見をお伺いします。

最後に、医療のデジタル化についてお聞きします。

日本の医療現場のデジタル化は、残念ながら非常に遅れているというのが実情です。その原因は、国のリーダーシップがなく、デジタル化を医療機関任せにしてきたことにあります。例えば、電子カルテは医療機関ごとに仕様が異なり、現状では医療機関の間での連携はほとんどありません。システムの保守点検の手間も費用も全て医療機関の負担となっています。以前、私が参議院厚生労働委員会の質疑において、当時の菅総理大臣から、医療のデジタル化については国がリーダーシップを持って取り組むことを約束していただきました。

改めて、医療のデジタル化の推進に当たっては国が責任を持って取り組んでいただきたいと思います。この点についてのデジタル大臣の問題意識をお伺いしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣松本剛明君登壇、拍手)

○国務大臣松本剛明君 梅村議員からの御質問にお答えいたします。

まず、EBPMの政策形成や評価への寄与と今後の展望等について御質問いただきました。

EBPMは、できるだけ正確に現状を把握し、可能な限りエビデンスを求めながら政策の企画立案や改善を行うおうとするものであり、政策の質の向上に寄与するものと考えております。

今回の政策評価制度の運用の見直しは、EBPMを一層推進するものであつて、機動的かつ柔軟に軌道修正を行いながら前進する政策展開を目指すものです。意思決定過程で政策評価が活用され、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるよう、各府省の取組を後押ししてまいります。

次に、EBPMを担う人材育成について御質問いただきました。

EBPMの取組を定着させるためには、これを担う人材の育成が重要であると認識しております。総務省では、これまで、各府省と共同で政策効果の把握、分析手法の研究を行う実証的共同研究に取り組みとともに、各府省職員向けの研修を行ってきたところです。さらに、今後は、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握、分析機能を強化する観点から、研修内容の充実、高度化やデータ活用技術の支援を行うこととしております。

総務省としては、これらの取組を通じて、EBPMを担う人材の育成を支援してまいります。

次に、政策形成、評価に関する制度の整理について御質問いただきました。

御指摘の政策評価と行政事業レビューは、その位置付けなどに違いはありますが、いずれも各府省自らが政策や事業の内容や効果を把握すること

で政策を改善していく取組です。

揮できるよう、今回の見直しにおいて、政策評価や行政事業レビュー等の政策評価関連作業から得られた情報を相互に活用、集約することとし、評価関連作業の重複の排除と評価書の質的充実を図ることとしました。

意思決定過程における政策評価の一層の活用に向けて、内閣官房とも連携の上、しっかりと取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス対策に係る実証的共同研究や調査の必要性について御質問いただきました。

総務省においては、各府省と共同で政策効果の把握や分析手法の研究を行う実証的共同研究や、調査を通じて把握した諸課題等に対し具体的な改善方策を提示する行政運営改善調査を行っております。

御指摘の新型コロナウイルス対策については、これまで不断の検証が行われてきており、今後、政府行動計画の見直しが行われる際にも更なる検証が行われるものと承知しております。政府全体における検証を注視しつつ、各府省の要望も踏まえ、必要な支援を行ってまいります。

最後に、マイナンバーカードのメリットについて御質問いただきました。

マイナンバーカードは地方のDXの基盤となるツールであり、住民の方々の利便性向上や地域の活性化に資するものであるとともに、自治体職員の仕事負担の軽減につながるものであることから、カードの普及促進に取り組む、利活用を進めてきたところです。

総務省としては、自治体のDXと地方のDXを推進して国民の皆様がデジタル化のメリットを享受していただけるよう、関係省庁と連携して利活用の拡大に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣岡田直樹君登壇、拍手)

○国務大臣(岡田直樹君) 梅村聡議員にお答えいたします。

EBPMに関する人材育成についてお尋ねがありました。

本年三月に行政事業レビューを抜本的に見直し、今年度から、国の全ての予算事業においてEBPMの手法を本格的に導入いたしました。

各府省でのEBPMの実践が進むように、内閣官房では、具体的な行政課題を題材とし、EBPMを導入するための手順等を示したガイドブックの提供、また、政策効果が現れる経路を明確にしていく体験型の研修会の開催など、実務を担う職員を念頭に置いた支援を行っております。

今後とも、こうした取組を通じ、EBPMに関する人材を着実に育成してまいります。

次に、行政事業レビューと政策評価の合理化、連携などについてお尋ねがありました。

行政事業レビューと政策評価は、その対象とする範囲などに違いはありますが、いずれも各府省自らが政策や事業の効果把握し、改善につなげることを目的とした取組であります。

このため、政策評価で得られる情報については行政事業レビューでの記載は不要とするなど、作業の重複を排除してまいりました。また、今回の見直しにおいて、行政事業レビューにおける各事業と政策評価における政策の関係について分かりやすく明示することといたしました。

行政の透明性の向上、効率的な行政の実現に向けて、引き続き、総務省としっかりと連携して進めてまいります。(拍手)

(国務大臣後藤茂之君登壇、拍手)

○国務大臣(後藤茂之君) 梅村聡議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の検証についてお尋ねがありました。

これまでの新型コロナウイルス対応については、先般の新型インフル特措法等改正法案に対する参議院、衆議院の附帯決議も踏まえ、更なる検証をしっかりと行った上で、次の感染症危機に備えていくことが重要と考えています。

このような観点から、今後、内閣感染症危機管理統括庁において行う新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直しにおいても、国内外の情報収集、初動対応体制の確立、感染症対策物資の備蓄等、ワクチン接種体制の構築、検査体制や医療提供体制の確保等、多岐にわたる事象を対象として今般の新型コロナウイルス対応の検証を行うこととしており、統括庁の設置前から現体制の下で検証作業を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(河野太郎君) まず、自治体システムのコスト削減についてお尋ねがありました。

御指摘の運用経費等の三割削減の目標達成に向けては、標準化やクラウド利用による直接的なシステムコストの削減に加え、BPRによる事務コストの削減やベンダー間の適切な競争環境の確保を通じて将来的なシステム更新コストの削減を進めることが重要と認識しており、基幹業務システムの標準化の取組を着実に進めてまいります。

次に、マイナンバーカードのメリットについてお尋ねがありました。

マイナンバーカードは、その普及自体が目的ではなく、カードを持ったメリットを増やすことが重要であり、カードの利用によつて安全、便利で効率的なデジタル社会を構築することこそが目的です。

そのため、これまでも健康保険証や市民カード

としての利用、確定申告での自動入力、引越越し手続、ワクチン接種証明書などのオンライン申請などの利用シーン拡大に取り組んできたほか、今後とも運転免許証、介護保険証としての利用、子育てや防災分野での利用、そのほか民間サービスでの幅広い利用など、更なる拡大を進めてまいります。

最後に、医療のデジタル化についてのお尋ねがありました。

医療分野のデジタル化に対する期待は非常に高く、国民や現場の医療機関の方々にもメリットを早く感じていただくため、着実に進める必要があります。

このため、先日閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針二〇二三において、電子カルテ等の情報を共有、交換できる全国医療情報プラットフォームの創設や、電子カルテ情報の標準化の推進などの医療DXの取組について、必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実な実現を図ることとしており、デジタル庁としても、関係府省と緊密に連携しながら、これらの取組を着実に進めてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 上田清司君。

(上田清司君登壇、拍手)

○上田清司君 国民民主党・新緑風会の上田清司です。

ただいま議題となりました政策評価等年次報告について、会派を代表して質問いたします。

参議院は、行政監視委員会を中心に、行政の執行状況及び決算に対し、監視機能の強化に努めてまいりました。

先日、参議院本会議において、令和三年度決算について四項目の決議が附帯されたことも、参議

院が結果を検証し、改善を促すという機能の表れにほかなりません。そうであるとするならば、参議院が真つ先に求めるべきものは、こうした指摘事項が行政にどのように反映され、改善されたのかということにあります。

そこで、令和四年度政策評価等に関する報告における反映状況について、歳出改革の成果として予算減額の見直しについて、松本総務大臣の所見を伺います。

次に、マイナンバーカードの普及促進について伺います。

このマイナンバーカードこそ、政策実施の結果により見直しを行うべき事業です。

政府が国民の目の前に二ツシンをぶら下げ、さらに、健康保険証を廃止すると脅かし、やみくもにその普及を図った結果、公金受取口座の本人以外への大量のひも付けと、医療、年金、行政情報に係る個人情報漏えいなど、次々と問題が生じています。にもかかわらず、岸田総理大臣と河野デジタル大臣は、マイナンバーカードの制度そのものの必要性を強調するだけで、システムの安全性に対する検証を否定しております。

デジタル社会において、マイナンバー制度がシステム上確実な安全性が証明された場合には、その利便性は大変認められるものであります。しかし、マイナンバーと他人の医療や年金番号、公金受取口座がひも付けされているケースが生じている以上、一度全てのひも付けを停止し、確認作業を行うべきと考えますが、河野デジタル大臣の所見を伺います。もっと素直な答弁を求めます。

また、報道では、公金受取口座の利用を停止した自治体も出てきているようですが、自治体の対応状況をどのように把握しておられますか。この点についてもお答えください。

公共投資における景気対策の効果は、公共事業より消費に係る減税、さらには直接給付であることが証明されています。例えば、四千万の住宅で、四百万の消費税より二百万の消費税の方が住宅建設が進むことは明らかです。自動車取得についても同じことが言えます。いわんやプッシュ型現金給付が最も効果があります。

先週、岸田総理大臣が打ち出した子育て支援策を進めるためにも、マイナンバーと公金受取口座のひも付けは、特にプッシュ型支援を進めていく上で欠かせない仕組みであります。だからこそ、その正確性は厳正であるべきです。

今回の事業の検証後になると思いますが、このひも付けの正確性を保証する仕組みについて、河野デジタル大臣に伺います。

次に、保育における公定価格について松本総務大臣に伺います。

先週、岸田総理が少子化対策の拡充に向けたことも未来戦略方針を表明されました。出産、育児に係る経済的負担の軽減や施策の推進に必要な財源の裏付けについては不透明な部分があり、総選挙後のステルス増税につながるのではないよう監視を続けていく必要があります。

一方で、多額の予算を計上せずとも首都圏の少子化に歯止めを掛ける方策について提案を申し上げます。それが保育に係る公定価格の見直しです。

例えば、埼玉県ですが、川口市や戸田市は人口の急増地域です。こうした地域の公定価格が低い。なぜならば、人事院の定める公務員給与の手当を準拠しているからであります。そして、その手当は域内の事業所で見えています。ここが間違っているのです。特に首都圏では、勤務先である事業所と子供を持つ世帯が居住している自治体が異なるケースがほとんどです。ですから、居住している自治体の平均所得、賃金指数で見えていく方が実態に合った所得構造を把握することができま

す。こうした指標の見直しこそがまさに政策評価の反映であり、公定価格の見直しの根拠となるものでございます。

この間、政府はぐずぐずと検討ばかりを続けておりますが、政策評価を所管し、また、自治体からの意見を尊重すべき立場にある松本総務大臣の見解を伺います。

政策評価を後年度の政策設計、予算編成に反映させる政策PDCAサイクルを確立することの究極的な目的は、行政の無駄を省き、予算を効率的に執行する、すなわち国民の納税負担を軽減することにあります。しかし、この間、日本の国際競争力も一位から三十二位、昨日のニュースではとうとう三十五位になり、経済活力は下がる一方で、それに対応して国民の所得も相対的に下がりが続いています。日本の貧困化であります。

預金ゼロという人たちが激増しています。以前は、百世帯あれば五世帯ぐらいが預金ゼロでしたが、それが今は、百世帯中二十二、三世帯を占めています。所得階層の山も変わりました。三十年前は三百五十万から五百五十万の所得層が多かったのですが、今は二百万から四百万の層が多くなっています。所得が少なくなっているにもかかわらず、国民負担は重くなっています。対国民所得比での国民負担ですが、一九七一年には二四・三％だったものが、二〇一二年には三九・八％、直近では四六・八％に上がっています。

その上で、物価高によって国民の暮らしは圧迫されています。牛丼の大手チェーンにおける牛丼一杯の価格ですが、一九七五年には三百円でした。それが、昨年十月からは四百二十六円になっ

ています。中田議員とよく牛丼を食ったものでした。一・四倍です。一九六九年に一箱百円だったセブンスターは、二〇二一年から六百円で、六倍になっています。

国民生活を向上させるために二十年以上続けてきた政策評価制度が国民の納税負担を軽減させていないことについて、松本総務大臣の見解を伺います。

あわせて、税収が一般会計ベースで二〇二二年四月末時点で六十一兆五百三十二、失礼しました、六十一兆五千三百二十五億円と、過去最高を更新したと報じられていますが、この間、法人税を減税し、所得税、消費税を増税し、国民負担率をひたすら増やしてきたことの責任をどのように感じておられますか。鈴木財務大臣に伺います。

以上で質問を終えます。しっかりとしてください。お願いします、財務大臣。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣松本剛明君登壇、拍手)
○国務大臣(松本剛明君) 上田議員からの御質問にお答えいたします。

まず、政策評価の反映状況と歳出改革について御質問いただきました。

政策評価は、各府省自らによる政策評価の結果を政策の企画立案や改善に生かす取組であり、今般の国会報告においてもその反映状況を報告しているところです。

総務省として、各府省の政策効果の把握、分析等の取組を支援し、評価の質的充実に取り組んでいます。

なお、歳出改革の成果としての予算減額の見直しについて総務省としてお答えすることは難しいですが、政府全体として、政策評価の結果のほか、予算執行調査や決算検査報告、決算に関する

国会の議決などを活用しつつ、必要な取組が進められているものと承知しております。

次に、保育に係る公定価格の見直しについて、居住自治体の平均所得等を用いるべきかについて御質問いただきました。

保育の公定価格の見直しについては、内閣府の子ども・子育て会議において、自治体関係者も参画した上で議論されているものと承知しております。引き続き、所管することも家庭庁において適切に御検討いただくものと考えております。

最後に、政策評価制度と国民の納税負担の軽減について御質問いただきました。

政策評価は、各府省自らによる政策評価の結果を政策の企画立案や改善に生かす取組です。

総務省としては、今般の制度運用の見直しを踏まえ、各府省の政策効果の把握、分析等の取組を支援し、評価の質的充実を図ることを通じて、効果的、効率的な行政の実現に取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(河野太郎君) まず、マイナンバー制度についてお尋ねがありました。

国民の利便性向上及び行政運営の効率を図ることを目的とするマイナンバー制度やマイナンバーカードに関し、データやシステムに対する国民の不安を解消し、理解や信頼を得ながら取り組むことが不可欠です。

一連の事案については、既存のデータやシステムの総点検を行うとともに、新規データの誤登録防止策を徹底し、人為的ミスのリスクを低減させるため、人が介在する機会を減少させるようデジタル化を徹底するなど、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

引き続き、丁寧な対応を行い、デジタル社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、公金受取口座に対する自治体の対応状況についてお尋ねがありました。

四つの自治体で公金受取口座を利用しないとの報道があったことは承知しておりますが、それ以外的事例については把握しておりません。

最後に、公金受取口座の情報の正確性についてのお尋ねがありました。

公金受取口座の総点検を行い、誤登録の可能性が高いものは口座情報の閲覧、提供を既に停止しており、今後、口座情報の変更をお願いしていく予定です。また、本人ではなく、あえて御家族などの口座を登録したと思われるものは御本人の口座に変更するよう、マイナンバーカードに通知を送り、お願いしていく予定です。

加えて、ログアウト忘れによる誤登録を防止するシステム改修を進めているほか、今後、振り仮名が公証されるタイミングで口座名義の自動照合を実現したいと考えております。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 上田清司議員の御質問にお答え申し上げます。

国民負担率を上昇させてきたことの責任についてお尋ねがありました。

国民負担率が上昇している主たる要因は、少子高齢化を背景とした社会保障給付の増大などに伴って歳出が年々増加し、そのための負担も増加していることによるものと認識しております。

国民負担率を考える際は、その水準そのものよりも、受益と負担のバランスを考慮することが重要であると考えておりますが、あわせて、国民負担率の分母である国民所得を増加できるよう、持続可能な経済成長の実現に努力してまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。

会派を代表して、政策評価等年次報告について質問いたします。

行政監視機能を発揮する上で、国民の苦情や声を受け止めることは極めて重要です。その点から看過できないのは、聞く力など言いながら、国民の声に耳を傾けようとしめない岸田政権の姿勢です。

その典型がマイナンバーカードの問題です。

別人の情報が誤ってひも付けされるなどの重大なトラブルが相次ぎ、国民の懸念が急速に広がったにもかかわらず、岸田政権はこれを無視し、マイナンバー法を強行成立させました。しかし、成立後も強引な姿勢への批判はやまず、大手新聞の各紙、多くの地方紙が社説で、保険証の廃止、見直しは今からでも遅くない、一旦立ち止まり、徹底的に洗い直すのが先決と主張を掲げています。

総務大臣は、先ほどの報告で、柔軟に軌道修正を行いながら前進する政策展開が必要と強調しました。であるなら、総務大臣、柔軟な軌道修正を行い、マイナンバーカードの運用は停止すべきではありませんか。

全国知事会のデジタル社会推進本部は、先週、提言案をまとめました。そこで、マイナンバーのトラブルに関し、個々の事業者や地方自治体による対応には限界があるとし、国としてチェック体制や誤った情報ひも付けの防止を担保する制度の構築を求めています。

国として、トラブルの全容を検証し、それらを防ぐ対策の構築こそ優先すべきではありませんか。総点検本部を設置するというなら、なおさらです。総務大臣、お答えください。

とりわけ、マイナ保険証問題は重大です。政府は、医療や投薬の情報などを直ちに共有できるとマイナ保険証のメリットを強調するばかりです。しかし、誤登録された医療、投薬情報が共有されたら命を危険にさらすことになります。

誤登録問題だけではありません。高齢者、障害者施設ではマイナ保険証管理のこの困難に直面し、マイナ保険証のない人は一年ごとに資格確認書を申請しなければなりません。今は黙っていて送られてきて安心して使える現行の保険証を廃止するのですか。様々な問題を抱えたマイナ保険証に一本化することなど、国民の理解は到底得られません。

共同通信の直近の世論調査では、来年の秋の現行の保険証廃止について、七二％の人が撤回又は延期すべきとしています。圧倒的な国民の声を無視してはなりません。来年秋の保険証廃止は中止、凍結すべきです。厚労大臣の明確な答弁を求めます。

十月に実施されようとしているインボイスも大問題です。元静岡大学教授で税理士の湖東京至氏の試算では、インボイス制度の実施で免税事業者の消費税の負担はおよそ一兆円にも上るとされています。免税事業者を倒産、廃業に追い込む増税はやめるべきです。

中小業者、農家、ライター、声優、漫画家、税理士などの皆さんがインボイスは増税だと大きな反対の声を上げています。このオンライン署名は二十万人を突破しました。なりわい、暮らし、文化を壊すインボイス制度の十月実施は中止すべきです。財務大臣の答弁を求めます。

次に、福島第一原発事故による汚染水処理問題で質問します。

西村大臣は、六月十日、宮城、福島、茨城の漁業関係者と面会しました。福島県漁連の野崎哲会長も茨城沿海地区漁連の飛田正美会長も、改めて海洋放出は反対だとの意思を示しました。政府は、関係者の理解なくしていかなる処分も行わないと約束しています。今月十五日には、いわき市議会で、この約束を履行するよう岸田首相と西村経産大臣宛てに意見書を送付することを全会一致で可決しました。約束を踏みこじめることは許されません。

六月十九日付けの福島民報は、最新の県民世論調査の結果を報じました。風評被害が起きるとの回答は、八七・八％にも上ります。海洋放出方針は撤回すると、それが一番の風評被害対策ではありませんか。以上、経産大臣の答弁を求めます。

国会は、外国人難民の人権、LGBT、性的少数者の人権など、当事者が納得していないのに入管法やLGBT法が採択されました。我が国の人権感覚の乏しさが指摘されています。

先住民民族政策についてもお聞きします。

二〇〇七年に先住民民族の権利に関する国連宣言が採択されてから、先住民民族への謝罪が各国で行われています。昨年だけでも、メキシコ大統領やデンマーク首相が謝罪し、フランシスコ・ローマ教皇もカナダを訪問して謝罪しました。ところが、日本政府は、アイヌ民族への謝罪もなく、同化政策の実態把握も不十分です。先住民と認めらるなら、国際的な先住民民族権利宣言の水準には程遠い状況を打開することが必要です。

昨年九月に、新冠御料牧場の開墾のためアイヌ民族が強制移住をさせられた事実を示す資料が新国家畜改良センターに存在していることが分かり、国立公文書館に移管されました。アメリカで

は、ハーランド内務長官が、先住民民族への侵略の事実を踏まえ、この史実は米国の一部であり、それを伝えることは私たちの責務だと語りました。

我が国においても、アイヌ民族が受けた略奪や迫害を含め、歴史の事実を把握し、今後のアイヌ民族の権利を前進させるために生かす必要があると考えますが、アイヌ施策担当大臣の見解を伺います。

最後に、予備費の問題について財務大臣に質問いたします。

この間、巨額の予備費計上が常態化し、緊急とは言えない経済対策にまで予備費を充ててきました。憲法八十三条は、国の財政は国会の議決に基づき処理するとしています。巨額の予備費の計上で政府への白紙委任を求めることは財政民主主義の否定であり、やめるべきです。

使い残した分の扱いも問題です。二〇二二年度の残額は三・八兆円に上りますが、減額補正しなかったのはなぜですか。初めから軍事費に回すつもりだったんじゃないでしょうか。

五年で四十三兆円に上る大軍拡計画では、財源の一つに決算剰余金が充てられ、使われなくなつた予備費の一部も軍事費に転用されます。今後巨額の予備費計上を続け、軍拡財源を確保するつもりですか。

政府は、軍拡増税の時期を二〇二五年以降も可能としました。先送りしたのはなぜなんですか。答弁を求めます。結局、大軍拡を進めるため、他の予算を削り、国債発行に頼ることになるのではありませんか。

財政法の四条で公債発行が原則禁止とされたのは、戦前の日本が戦費調達のために大量の国債を発行して侵略戦争に突き進んだ反省によるものです。歴史の教訓を忘れて、敵基地攻撃能力保有な

ど専守防衛を投げ捨てる大軍拡に突き進み、平和も暮らしも脅かすことは絶対に許されません。

私たちは、あの戦争の過ちを二度と繰り返してはなりません。平和な国際環境をつくるために、外交努力にこそ力を尽くすべきだということを申し上げて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣松本剛明君登壇、拍手)

○国務大臣(松本剛明君) 紙議員からの御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの運用について御質問いただきました。

マイナンバーカードは地方のDXの基盤となるツールであり、住民の方々の利便性向上や地域の活性化に資するものであるとともに自治体職員の仕事負担の軽減につながるものであることから、カードの普及促進に取り組み、利活用を進めてきたところです。

マイナンバーカード関連の一連の誤り事案につきましては、誠に遺憾であり、重く受け止めております。

総務省としては、御迷惑を掛けた方への対応を行い、再発防止策を徹底するなど必要な対応を行うとともに、マイナンバーカードについて、国民の皆様が安心して利用できるよう、信頼性確保や安全性の向上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、トラブルの検証と再発防止策について御質問いただきました。

マイナンバーカード関連の一連の誤り事案を受け、現在、総理の指示の下、誤り事案に関連するデータやシステムの総点検、今後新たな誤り事案が生じないようにするための仕組みづくり、国民の不安払拭のための丁寧な対応について、関係省庁と連携して対策を進めております。

マイナンバーカードの信頼回復に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 紙議員より、健康保険証の廃止についてお尋ねがありました。

マイナンバーカードによる受診により、御自身の健康、医療に関するデータに基づいたより良い医療を受けられるようになるなど、カードと健康保険証の一体化には多くのメリットがあります。こうしたメリットを実感していただくためにも、登録データの正確性確保のための取組を進めているほか、医療現場における実務上の課題への対応、施設入所者のカードの管理に関する留意点などの整理や周知を進め、さらに、表示された情報に疑義がある場合の対応の明確化を行うなど、システムに対する信頼を確保するための措置を講じ、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、来年秋の健康保険証の廃止を円滑に実施できるように取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 紙議員の御質問にお答えいたします。

まず、インボイス制度についてお尋ねがありました。インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであると考えておりますが、インボイス制度への移行に対して中小・小規模事業者の方々が御心配されていることも承知しております。

このため、政府としては、政府を挙げた取引環境の整備、課税事業者と転換した場合の負担軽減措置、各種補助金による支援措置など、事業者の皆様へ寄り添った各種の対応を行っているところ

令和五年六月二十一日 参議院會議録第三十四号

であり、引き続き、関係省庁と連携しつつ、適切に対応してまいります。

次に、予備費と防衛力強化の関係についてお尋ねがありました。

予備費については、新型コロナや物価高騰といった予測困難な事態に機動的、弾力的に対応するための万全の備えとして、憲法の規定に基づき、国会の議決を受けた上で適切と考えられる規模等を予算計上し、その支出についても、憲法の規定に従って事後に国会の承認を得ることとされており、財政民主主義に反するものではないと考えております。

また、予備費の使用に当たっては、必要性や緊急性等について検討を行った上で適切に使用を判断してきたところですが、歳出の性質上、予備費使用の可能性は年度末まであり得たことから、減額補正は行わなかったものです。

したがって、使い残した分は初めから防衛費に回すつもりだったとの御指摘は当たりません。

その上で、予備費を含めた歳出に不用が生じることが見込まれる場合には、税収等の動向も見極めながら、特例公債法の規定に基づき、特例公債の発行額の抑制に努めることとしており、予備費の不使用額が増えたからといって決算剰余金の増額につながるものではありません。

したがって、御指摘のように、巨額の予備費計上を続けることで防衛力強化の財源を確保するつもりはありません。

最後に、防衛力強化のための財源確保についてお尋ねがありました。

防衛力の抜本的強化のための税制措置の開始時期につきましては、昨年末に閣議決定した枠組みの下、行財政改革を含めた財源調達の見直し、景気や賃上げの動向及びこれらに対する政府の対応

国務大臣の報告に関する件(令和四年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告について) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案

を踏まえて、今後、与党税制調査会において判断していくこととしていることは、これまで御説明しているとおりであり、先送りしたとは考えておりません。引き続き、政府・与党で緊密に連携し、柔軟に判断してまいりたいと考えております。

また、政府としては、今後も歳出改革などの行財政改革を徹底することにより、赤字国債に頼ることなく、防衛力の強化、維持を安定的に支えるための財源をしっかりと確保できると考えておりますが、同時に、現下の政策課題に対応し、国民生活を支えるために必要な予算額はしっかりと措置してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣西村康稔君登壇、拍手)

○国務大臣(西村康稔君) 紙議員からの御質問にお答えいたします。

ALPS処理水の海洋放出についてお尋ねがありました。

廃炉を着実に進め、福島の実現するためには、ALPS処理水の処分は決して先送りできない課題であります。このため、二〇二二年四月に海洋放出の方針を決定しております。

そうした中で、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないとの方針は遵守し、安全性の確保と風評対策の徹底に取り組んでおります。

安全性の確保については、IAEAの専門家が複数回来日し、レビューを受けております。今後、包括報告書が公表される予定であり、その内容も丁寧に発信してまいります。

また、三陸・常磐ものの消費拡大を図るために、魅力発見!三陸・常磐もののネットワークを立ち上げ、千者を超える企業などが参加をし、社内食堂やお弁当で消費いただいております。さらに、風評影響による水産物の需要減少のときの買

取り、保管支援のための三百億円の基金、また漁業者の事業継続のための五百億円の基金を措置しているところであり、それでもなお風評による損害が発生した場合、被害の実態に見合った適切な賠償を行うよう、東京電力をしっかりと指導してまいります。

今後、漁業者の方々などの意思疎通を密に、繰り返し説明を重ねるとともに、政府を挙げて安全性の確保と風評対策、なにより継続支援にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣岡田直樹君登壇、拍手)

○国務大臣(岡田直樹君) 紙智子議員にお答えいたします。

アイヌ民族の歴史についてお尋ねがありました。

平成二十年に衆参両院で決議されたアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議において、「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされた」と述べられていることを政府として厳粛に受け止めております。

また、平成二十一年に取りまとめられたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書においても同様の指摘がなされており、このことについても厳粛に受け止めております。

平成二十年の国会決議に基づき、政府としては、アイヌの方々我が国の先住民族であるという認識の下、令和元年五月のアイヌ施策推進法の制定、また、同法に基づくアイヌ政策推進交付金の創設、また、令和二年七月の民族共生象徴空間、ウポポイの開業など、アイヌ施策の充実に取り組んできたところであります。

引き続き、アイヌの方々民族としての誇りを

持つて生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、総合的なアイヌ施策の推進に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(尾辻秀久君) 日程第二 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長酒井庸行君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(酒井庸行君登壇、拍手)

○酒井庸行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院財務金融委員長提出によるものでございまして、民間公益活動を一層促進する等のため、目的規定に民間公益活動の自立した担い手の育成等を図ることを明記するとともに、休眠預金等に係る資金を原資とする助成等を受ける団体として、民間公益活動を行う団体等に対し助言又は派遣を行う活動支援団体を創設する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院財務金融委員長代理坂井孝君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。
 本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。
 よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員

長石井準一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(石井準一君登壇、拍手)

○石井準一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外しようとするものであります。

次に、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
 以上、報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾辻秀久君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。(拍手)

これにて休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後三時一分開議

○議長(尾辻秀久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

本日法務委員長及び厚生労働委員長から報告書が提出されました裁判所の人的・物的充実に関する請願外二百七十三件の請願を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

裁判所の人的・物的充実に関する請願(二十六件)

社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請願
 パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(二十二件)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(七十件)

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(六十件)

ウィルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と治療薬開発に関する請願(十九件)

てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願(五十九件)

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備に関する請願(十七件)

(審査報告書は本号末尾に掲載)

○議長(尾辻秀久君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、両委員会決定のとおり採択することに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は両委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(尾辻秀久君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は両委員会決定のとおり採択することに決しました。

○議長(尾辻秀久君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

○議長(尾辻秀久君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

○議長(尾辻秀久君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

内閣委員会
 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会
 一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会
 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会
 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会
 一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第五十六号)

一、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五十七号)

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会
 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会
 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会
 一、農林水産に関する調査

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会
 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会
 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会
 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会
 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会
 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会
 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

令和五年六月二十一日 参議院会議録第三十四号 委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 議事終了に際し議長の挨拶

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会

一、外交・安全保障に関する調査

国民生活・経済及び地方に関する調査会

一、国民生活・経済及び地方に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

○議長(尾辻秀久君) 本件は各委員長及び各調査会長要求のとおりに決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求のとおりに決しました。

○議長(尾辻秀久君) 議事を終了するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

今国会におきましては、令和五年度総予算を始め、国の根幹に関わる政策や、国民生活に深く関わる諸課題について熱心な審議が行われました。

ここに、議員各位の御尽力と御協力に対し、心からの敬意と謝意を表しますとともに、皆様には、御自愛の上、一層の御活躍をいただきますようお祈り申し上げまして、私の挨拶といたします。(拍手)

これにて散会いたします。

午後三時四分散会

出席者は左のとおり。

議長 尾辻 秀久君
副議長 長浜 博行君

議員

伊藤 岳君 吉良よし子君
金子 道仁君 山添 拓君
岩淵 友君 青島 健太君
倉林 明子君 中条きよし君
音喜多 駿君 紙 智子君
仁比 聡平君 串田 誠一君
高木かおり君 田村 智子君
井上 哲士君 石井 苗子君

浅田 均君 山下 芳生君
小池 晃君 清水 貴之君
東 徹君 石井 章君
梅村みずほ君 伊藤 孝江君
松野 明美君 里見 隆治君
窪田 哲也君 猪瀬 直樹君
安江 伸夫君 高橋 光男君
柳ヶ瀬裕文君 下野 六太君
塩田 博昭君 片山 大介君
竹内 真二君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 梅村 聡君
河野 義博君 杉 久武君
矢倉 克夫君 柴田 巧君
平木 大作君 新妻 秀規君
高橋 克法君 松沢 成文君
上田 勇君 若松 謙維君
石川 博崇君 鈴木 宗男君
秋野 公造君 竹谷とし子君
佐々木さやか君 山本 博司君
羽生田 俊君 横山 信一君
谷合 正明君 山本 香苗君
西田 実仁君 山口那津男君
磯崎 仁彦君 本田 顕子君
堂込麻紀子君 清水 真人君
藤木 眞也君 ながえ孝子君
自見はなこ君 宮本 周司君
小野田紀美君 山本佐知子君
山本 啓介君 星 北斗君
三浦 靖君 岩本 剛人君
加田 裕之君 高橋はるみ君
船橋 利実君 比嘉奈津美君
山田 太郎君 松川 るい君
滝沢 求君 滝波 宏文君
堂故 茂君 堀井 巖君
島村 大君 酒井 庸行君

上月 良祐君 猪口 邦子君
福岡 資麿君 片山さつき君
浅尾慶一郎君 佐藤 信秋君
大家 敏志君 豊田 俊郎君
柘植 芳文君 太田 房江君
松下 新平君 松村 祥史君
末松 信介君 石井 浩郎君
野村 哲郎君 岡田 直樹君
神谷 宗賢君 大島九州男君
平山佐知子君 寺田 静君
須藤 元気君 吉川ゆうみ君
長峯 誠君 吉井 章君
広瀬めぐみ君 藤井 一博君
長谷川英晴君 宮崎 雅夫君
赤松 健君 生稲 晃子君
白井 正一君 進藤金日子君
石田 昌宏君 佐藤 啓君
こやり隆史君 舞立 昇治君
馬場 成志君 三宅 伸吾君
森屋 宏君 古賀友一郎君
渡辺 猛之君 北村 経夫君
大野 泰正君 西田 昌司君
牧野たかお君 石井 準一君
野上浩太郎君 佐藤 正久君
藤川 政人君 松山 政司君
丸川 珠代君 世耕 弘成君
関口 昌一君 武見 敬三君
山本 順三君 齊藤健一郎君
高良 鉄美君 山本 太郎君
浜田 聡君 伊波 洋一君
若林 洋平君 田中 昌史君
白坂 亜紀君 友納 理緒君
永井 学君 古庄 玄知君
越智 俊之君 加藤 明良君
梶原 大介君 神谷 政幸君

今井	繪理子君	朝日健太郎君
青山	繁晴君	足立 敏之君
山下	雄平君	阿達 雅志君
山田	宏君	和田 政宗君
石井	正弘君	中田 宏君
赤池	誠章君	江島 潔君
古川	俊治君	山田 俊男君
森	まさこ君	青木 一彦君
中西	祐介君	上野 通子君
山谷	えり子君	宮沢 洋一君
有村	治子君	櫻井 充君
鶴保	庸介君	衛藤 晟一君
山崎	正昭君	中曾根弘文君
山東	昭子君	大椿ゆうこ君
村田	享子君	三上 えり君
水野	素子君	高木 真理君
古賀	千景君	柴 慎一君
鬼木	誠君	横沢 高德君
羽田	次郎君	小沼 巧君
小林	一大君	田島麻衣子君
岸	真紀子君	石垣のりこ君
井上	義行君	森屋 隆君
勝部	賢志君	小沢 雅仁君
杉尾	秀哉君	森本 真治君
斎藤	嘉隆君	石橋 通宏君
三原	じゅん子君	野田 国義君
田名部	匡代君	吉川 沙織君
長谷川	岳君	川田 龍平君
牧山	ひろえ君	水岡 俊一君
青木	愛君	木村 英子君
橋本	聖子君	蓮 舩君
辻元	清美君	福山 哲郎君
福島	みずほ君	竹詰 仁君
田村	まみ君	芳賀 道也君

宮口 治子君	伊藤 孝恵君	上田 清司君	石川 大我君	浜野 喜史君	熊谷 裕人君	川合 孝典君	小西 洋之君	榛葉賀津也君	天畠 大輔君	國務大臣	總務大臣	財務大臣	國務大臣	内閣府特命担当大臣(金融)	厚生労働大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	國務大臣	内閣官房長官	國務大臣	内閣府特命担当大臣(デジタル)	國務大臣	内閣府特命担当大臣	政策・少子化対策若者活躍男女共同参画)	國務大臣	内閣府特命担当大臣(アイヌ施策)	國務大臣	國務大臣	總務副大臣	副大臣
嘉田由紀子君	塩村あやか君	浜口 誠君	打越さく良君	磯崎 哲史君	古賀 之士君	舟山 康江君	徳永 エリ君	大塚 耕平君	船後 靖彦君	松本 剛明君	鈴木 俊一君	加藤 勝信君	西村 康稔君	齊藤 鉄夫君	松野 博一君	河野 太郎君	小倉 將信君	岡田 直樹君	谷 公一君	後藤 茂之君	尾身 朝子君									

議長の報告事項
 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
 辞任 補欠
 木村 英子君 大島九州男君

法務委員
 辞任 補欠
 こやり隆史君 世耕 弘成君
 藤井 一博君 山崎 正昭君

厚生労働委員
 辞任 補欠
 世耕 弘成君 こやり隆史君
 山崎 正昭君 藤井 一博君

国土交通委員
 辞任 補欠
 大島九州男君 木村 英子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
 許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特
 別委員
 辞任 補欠
 上野 通子君 長谷川英晴君
 大家 敏志君 神谷 政幸君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
 れた。

宗教法人法の一部を改正する法律案(堀場幸子
 君外三名提出)(衆第三十五号)
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一
 部を改正する法律案(堀場幸子君外三名提出)
 (衆第三十六号)
 公益法人等に対する寄附を促進するための税制
 上の措置等に関する法律案(住吉寛紀君外三名
 提出)(衆第三十七号)

提出（衆第三八号）
我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案（階猛君外六名提出）（衆第三九号）
国会法の一部を改正する法律案（階猛君外六名提出）（衆第四〇号）
保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案（吉田統彦君外十一名提出）（衆第四一号）
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案（山添拓君発議）
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

馬毛島における自衛隊施設整備に関する質問主意書(石垣のりこ君提出(第二一五号))

大学でのマイナナンバーカード利用促進施策に関する質問主意書(石垣のりこ君提出(第二一六号))

トランス脂肪酸に関する情報発信と含有量表示等に関する質問主意書(神谷宗幣君提出(第一一七号))

我が国における外国人による土地取得に関する第三回質問主意書(神谷宗幣君提出(第二一八号))

被告人等の逃亡防止に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第二一九号))

人質司法の解消と犯罪被害者の情報秘匿に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出(第二二〇号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員横沢高德君提出我が国の自動車の燃料及びそれを取り巻く産業の今後の展望に関する質問に対する答弁書(第九一号)

参議院議員齊藤健一郎君提出安倍晋三首相(当時)が日本再興戦略で掲げた「所得十年で百五十万円増」に関する質問に対する答弁書(第九二号)

参議院議員浜田聡君提出私有財産を扱う休眠預金活用事業に対する国民の理解に関する質問に対する答弁書(第九三号)

参議院議員神谷宗幣君提出食料自給率向上と農業従事者支援の充実に関する質問に対する答弁書(第九四号)

参議院議員山本太郎君提出PIF専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・ALPS処理水に関する指摘及び海洋汚染の国際法上の定義等に関する質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員鈴木宗男君提出NHKのインターネット活用業務、衛星放送番組のインターネット配信に関する質問に対する答弁書(第九六号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関して」とった措置の概況及び「令和五年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和四年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和五年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

同日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和四年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和四年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく令和四年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

同日内閣から、教育基本法第十七条第一項の規定に基づく教育振興基本計画の報告を受領した。

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

古庄 玄知君 岡田 直樹君

田中 昌史君 野上浩太郎君

財政金融委員

辞任 補欠

岡田 直樹君 古庄 玄知君

野上浩太郎君 田中 昌史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

神谷 政幸君 大家 敏志君

高野光二郎君 石田 昌宏君

長谷川英晴君 上野 通子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四二号))

国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四三号))

公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出(衆第四四号))

地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四五号))

地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四六号))

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(青柳仁士君外三名提出(衆第四七号))

国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外五名提出(衆第四八号))

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外五名提出(衆第四九号))

同日議長は、次の衆議院提出案を財政金融委員会に付託した。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

酪農・畜産の危機の打開に関する質問主意書(紙智子君提出(第二二二号))

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任 補欠

神谷 政幸君 大家 敏志君

高野光二郎君 石田 昌宏君

長谷川英晴君 上野 通子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四二号))

国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四三号))

公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出(衆第四四号))

地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四五号))

地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出(衆第四六号))

我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(青柳仁士君外三名提出(衆第四七号))

国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外五名提出(衆第四八号))

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外五名提出(衆第四九号))

同日議長は、次の衆議院提出案を財政金融委員会に付託した。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

酪農・畜産の危機の打開に関する質問主意書(紙智子君提出(第二二二号))

配偶者間の性暴力に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二二号) 集団による性暴力の被害の甚大さへの対応に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二三号) 性犯罪の再犯防止に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二四号) 撮影罪の現場での運用に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二五号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 いわゆる「〇〇本部等」に関する質問主意書(水野素子君提出)(第一〇三号) 日本共産党埼玉県議会議員団による県営公園における「水着撮影会」の中止を求める申入れに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇四号) 休眠預金等活用法の仕組みの見直しに関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇五号) 安保三文書に関する質問主意書(水野素子君提出)(第一〇六号) 「標準世帯」に関する質問主意書(水野素子君提出)(第一〇七号) LGBT理解増進法の施行に当たり懸念される事項に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一〇八号) 昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 窪田 哲也君 補欠 塩田 博昭君 法務委員 辞任 岡田 直樹君 補欠 古庄 玄知君 野上浩太郎君 田中 昌史君	財政金融委員 辞任 古庄 玄知君 補欠 岡田 直樹君 厚生労働委員 田中 昌史君 野上浩太郎君 辞任 塩田 博昭君 補欠 窪田 哲也君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 室井 邦彦君 補欠 高木かおり君 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員 辞任 石田 昌宏君 補欠 高野光二郎君 同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 高橋 光男君 補欠 山本 香苗君 同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五一号) 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第五二号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外三名提出)(衆第五〇号) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第五一号)	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第五二号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第五六号) 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための杜債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五七号) 同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。 同日衆議院から、次の報告書が提出された。 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二五号) 審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 若年層に広がる「オーダーボード」の対策に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一二六号) 質問主意書(神谷宗幣君提出)(第一二七号) 日本共産党埼玉県議会議員団による県営公園における「水着撮影会」の中止を求める申入れによつて水着撮影会が中止に追い込まれたことの背景にある諸問題に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一二八号) アダルトビデオ(性行為映像制作物)に出演することが売春に該当するか否かの問題に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一二九号) 東京日日新聞(現毎日新聞)大正十二年九月三日の報道内容と関東大震災時に発生した殺傷事件との関連に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一三〇号)	女子差別撤廃条約に関する質問主意書(水野素子君提出)(第一三一号) 難民認定基準に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三二号) 送還忌避者の定義に該当する対象に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三三号) 滞在資格を有しない外国人の前科についての取扱いに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三四号) 送還停止効の例外に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三五号) 「難民該当性判断の手引」に関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一三六号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員ながえ孝子君提出原子力災害に関する質問に対する答弁書(第九七号) 参議院議員神谷宗幣君提出外国資本による日本企業合併及び買収に関する質問に対する答弁書(第九八号) 参議院議員山本太郎君提出新型コロナウイルスに関する副反応疑い報告制度に関する質問に対する答弁書(第九九号) 参議院議員村田亨子君提出非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する再質問に対する答弁書(第一〇〇号) 参議院議員浜田聡君提出準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に関する質問に対する答弁書(第一〇一号) 参議院議員浜田聡君提出特定非営利法人BONDプロジェクトが重複報告をしている旨を東京都住民監査請求で指摘されていることに関する質問に対する答弁書(第一〇二号)
---	--	--	---

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和四年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和五年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和四年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和四年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和五年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和四年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」を受領した。

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

高木かおり君 室井 邦彦君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 上月 良祐君 (上月良祐君の補欠)

理事 塩田 博昭君 (窪田哲也君の補欠)

厚生労働委員会

理事 こやり隆史君 (こやり隆史君の補欠)

農林水産委員会

理事 宮崎 雅夫君 (宮崎雅夫君の補欠)

国土交通委員会

理事 青木 一彦君 (青木一彦君の補欠)

行政監視委員会

理事 新妻 秀規君 (新妻秀規君の補欠)

理事 上田 清司君 (上田清司君の補欠)

日本本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

本日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

インターネット投票の導入の推進に関する法律案(第二百八回国会、井坂信彦君外十七名提出)

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

財政金融委員会

一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第五十六号)

一、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五十七号)

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文部科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する調査

一、消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的な対策に関する調査

外交・安全保障に関する調査会

一、外交・安全保障に関する調査

国民生活・経済及び地方に関する調査会

一、国民生活・経済及び地方に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第五十一号)審査報告書

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第五十二号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

厚生労働委員会請願審査報告書(第一号)

国家の基本政策に関する調査報告書

本日議院において採択した「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外二百七十三件の請願は、即日これを内閣に送付した。
本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会

一、行政制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会

一、金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

二、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

三、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

一、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する調査
一、消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関する特別委員会
東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査
外交・安全保障に関する調査会

一、外交・安全保障に関する調査
国民生活・経済及び地方に関する調査会

一、国民生活・経済及び地方に関する調査
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査
本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会及び憲法審査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた低所得者に対する特別給付金の支給に関する法律案(中谷一馬君外十三名提出、第二百七回国会衆法第一〇号)

二、性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外十一名提出、第二百八回国会衆法第五四号)

三、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(大河原まさこ君外十名提出、第二百八回国会衆法第五五号)

四、多文化共生社会基本法案(中川正春君外七名提出、第二百八回国会衆法第五八号)

五、国葬儀法案(青柳仁士君外三名提出、第二百十回国会衆法第二二号)

六、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外二名提出、第二百十回国会衆法第一四号)

七、国家公務員法の一部を改正する法律案(守島正君外十四名提出、衆法第二八号)

八、持続可能な開発の目標の達成に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(櫻井周君外五名提出、衆法第三〇号)

九、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(源馬謙太郎君外十五名提出、衆法第三二号)

一〇、公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案(源馬謙太郎君外十五名提出、衆法第三二号)

一一、国家公務員法の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四二二号)

一二、国家公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四三三号)

一三、公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出、衆法第四四号)

一四、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案(青柳仁士君外三名提出、衆法第四七号)

一五、内閣の重要政策に関する件

一六、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 一七、栄典及び公式制度に関する件 一八、男女共同参画社会の形成の促進に関する件 一九、国民生活の安定及び向上に関する件 二〇、警察に関する件 総務委員会 一、日本放送協会改革推進法案(中司宏君外二名提出、第二百八回国会衆法第一七号) 二、インターネット誹謗中傷対策の推進に関する法律案(岩谷良平君外五名提出、第二百八回国会衆法第三六号) 三、地方自治法の一部を改正する法律案(中司宏君外四名提出、第二百八回国会衆法第四七号) 四、地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四五号) 五、地方公務員の労働関係に関する法律案(大島敦君外十六名提出、衆法第四六号) 六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 七、地方自治及び地方税財政に関する件 八、情報通信及び電波に関する件 九、郵政事業に関する件 一〇、消防に関する件 法務委員会 一、戦争等避難者に係る出入国管理及び難民認定法の特例等に関する法律案(鈴木庸介君外五名提出、第二百八回国会衆法第二二二号) 二、国家賠償法の一部を改正する法律案(階猛君外五名提出、第二百八回国会衆法第五二二号)	三、民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外十名提出、第二百八回国会衆法第五三三号) 四、民法の一部を改正する法律案(大河原まさこ君外五名提出、衆法第三三三号) 五、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外三名提出、衆法第三三六号) 六、裁判所の司法行政に関する件 七、法務行政及び檢察行政に関する件 八、国内治安に関する件 九、人権擁護に関する件 外務委員会 一、特定人権侵害行為への対処に関する法律案(松原仁君外五名提出、第二百八回国会衆法第六〇号) 二、国際情勢に関する件 財務金融委員会 一、揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案(足立康史君外二名提出、第二百七回国会衆法第二二二号) 二、現下の揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための揮発油税等に関する法律の臨時特例等に関する法律案(末松義規君外七名提出、第二百七回国会衆法第三三三号) 三、所得税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(末松義規君外九名提出、第二百八回国会衆法第三三三号)
四、現下の物価の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するために講ずべき国民負担の軽減等に関する措置に関する法律案(足立康史君外二名提出、第二百八回国会衆法第三三三号) 五、消費税の減税その他の税制の見直しに関する法律案(小川淳也君外七名提出、第二百八回国会衆法第五九号) 六、日本銀行法の一部を改正する法律案(青柳仁士君外三名提出、衆法第一号) 七、消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案(階猛君外八名提出、衆法第二九号) 八、公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に関する法律案(住吉寛紀君外三名提出、衆法第三七号) 九、財政法の一部を改正する法律案(階猛君外六名提出、衆法第三八号) 一〇、財政に関する件 一一、税制に関する件 一二、関税に関する件 一三、外国為替に関する件 一四、国有財産に関する件 一五、たばこ事業及び塩事業に関する件 一六、印刷事業に関する件 一七、造幣事業に関する件 一八、金融に関する件 一九、証券取引に関する件 文部科学委員会 一、学校給食法の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外九名提出、衆法第一二二号) 二、公立学校働き方改革の推進に関する法律案(城井崇君外十名提出、衆法第二二二号)	三、宗教法人法の一部を改正する法律案(堀場幸子君外三名提出、衆法第三五五号) 四、文部科学行政の基本施策に関する件 五、生涯学習に関する件 六、学校教育に関する件 七、科学技術及び学術の振興に関する件 八、科学技術の研究開発に関する件 九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件 厚生労働委員会 一、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外十六名提出、第二百八回国会衆法第三〇号) 二、公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(落合貴之君外六名提出、第二百八回国会衆法第四〇号) 三、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(早稲田ゆき君外八名提出、第二百十回国会衆法第六〇号) 四、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(道下大樹君外十名提出、第二百十回国会衆法第一二二号) 五、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外十名提出、衆法第八〇号) 六、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る対策の推進に関する法律案(小川淳也君外九名提出、衆法第三三三号)

七、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済等に係る措置に関する法律案(早稲田ゆき君外九名提出、衆法第三四号) 八、厚生労働関係の基本施策に関する件 九、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一〇、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外四名提出、第二百八回国会衆法第四四号) 二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(金子恵美君外四名提出、第二百八回国会衆法第四五号) 三、農林水産関係の基本施策に関する件 四、食料の安定供給に関する件 五、農林水産業の発展に関する件 六、農林漁業者の福祉に関する件 七、農山漁村の振興に関する件 経済産業委員会 一、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者等に対する緊急の支援に関する法律案(山岡達丸君外九名提出、第二百八回国会衆法第三二号) 二、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案(落合貴之君外九名提出、第二百八回国会衆法第二四号)	三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(重徳和彦君外十五名提出、第二百八回国会衆法第三五号) 四、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(後藤祐一君外八名提出、第二百八回国会衆法第四六号) 五、分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(山崎誠君外六名提出、第二百八回国会衆法第五六号) 六、国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修等の実施等に関する法律案(田嶋要君外五名提出、第二百八回国会衆法第五七号) 七、発電に関する原子力の利用に係る責任を明確化するための改革の推進に関する法律案(小野泰輔君外二名提出、衆法第九号) 八、電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案(小野泰輔君外二名提出、衆法第一〇号) 九、経済産業の基本施策に関する件 一〇、資源エネルギーに関する件 一一、特許に関する件 一二、中小企業に関する件 一三、私的独占の禁止及び公正取引に関する件 一四、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件 国土交通委員会 一、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案(小宮山泰子君外七名提出、第二百八回国会衆法第六号)	二、特定土砂等の管理に関する法律案(足立康史君外二名提出、第二百八回国会衆法第一八号) 三、土砂等の置場の確保に関する法律案(足立康史君外二名提出、第二百八回国会衆法第一九号) 四、国土交通行政の基本施策に関する件 五、国土計画、土地及び水資源に関する件 六、都市計画、建築及び地域整備に関する件 七、河川、道路、港湾及び住宅に関する件 八、陸運、海運、航空及び観光に関する件 九、北海道開発に関する件 一〇、気象及び海上保安に関する件 環境委員会 一、環境の基本施策に関する件 二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件 三、循環型社会の形成に関する件 四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件 六、原子力の規制に関する件 七、公害紛争の処理に関する件 安全保障委員会 一、自衛隊法及び海上保安庁法の一部を改正する法律案(前原誠司君外一名提出、第二百七回国会衆法第九号) 二、領域等の警備及び海上保安体制の強化に関する法律案(篠原豪君外十四名提出、第二百七回国会衆法第一一号) 三、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外二名提出、第二百十回国会衆法第七号)	四、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(三木圭恵君外二名提出、第二百十回国会衆法第八号) 五、国の安全保障に関する件 予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算行政監視委員会 一、令和二年度一般会計歳入歳出決算 令和二年度特別会計歳入歳出決算 令和二年度国税収納金整理資金受払計算書 令和二年度政府関係機関決算書 二、令和二年度国有財産増減及び現在額總計算書 三、令和二年度国有財産無償貸付状況總計算書 四、令和三年度一般会計歳入歳出決算 令和三年度特別会計歳入歳出決算 令和三年度国税収納金整理資金受払計算書 令和三年度政府関係機関決算書 五、令和三年度国有財産増減及び現在額總計算書 六、令和三年度国有財産無償貸付状況總計算書 七、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求める件) 八、令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求める件)
--	--	---	---

九、令和四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)

一〇、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

一一、令和四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

一二、令和四年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

一三、歳入歳出の実況に関する件

一四、国有財産の増減及び現況に関する件

一五、政府関係機関の経理に関する件

一六、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

一七、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一八、行政監視に関する件

議院運営委員会

一、国会法の一部を改正する法律案(笠浩史君外七名提出、第二百十回国会衆法第一号)

二、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(渡辺周君外十一名提出、第二百十回国会衆法第一三三号)

三、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(守島正君外三名提出、衆法第二七号)

四、我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外六名提出、衆法第三九号)

五、国会法の一部を改正する法律案(階猛君外六名提出、衆法第四〇号)

六、国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外五名提出、衆法第四八号)

七、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外五名提出、衆法第四九号)

八、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外三名提出、衆法第五〇号)

九、衆議院規則の一部を改正する規則案(中司宏君外三名提出、衆規第一号)

一〇、国会法等改正に関する件

一一、議長よりの諮問事項

一二、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百八回国会衆法第三九号)

二、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百八回国会衆法第四八号)

三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、第二百八回国会衆法第四九号)

四、インターネット投票の導入の推進に関する法律案(落合貴之君外十四名提出、衆法第三三三号)

五、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

東日本大震災復興特別委員会

一、東日本大震災復興の総合的対策に関する件

原子力問題調査特別委員会

一、原子力問題に関する件

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

一、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(岡本あき子君外十二名提出、第二百八回国会衆法第二八号)

二、通園バスの車内における幼児等の置き去りによる事故の防止その他の認定こども園等における幼児等の安全の確保のための措置等に関する法律案(青柳仁士君外九名提出、第二百十回国会衆法第三三三号)

三、子育て・若者緊急支援法案(青柳仁士君外八名提出、第二百十回国会衆法第一八八号)

四、児童手当法の一部を改正する法律案(早稲田ゆき君外十名提出、衆法第二二二号)

五、副首都機能の整備の推進に関する法律案(中司宏君外二名提出、衆法第四四号)

六、低所得である子育て世帯に対する緊急の支援に関する法律案(中谷一馬君外十一名提出、衆法第五五号)

七、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための措置に関する法律案(浦野靖人君外九名提出、衆法第七七号)

八、児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(菊田真紀子君外十一名提出、衆法第一五五号)

九、保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に関する法律案(吉田統彦君外十一名提出、衆法第四一〇号)

一〇、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

憲法審査会

一、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(新藤義孝君外五名提出、第二百八回国会衆法第三四四号)

本日議長は、レイモンド・ガニエ・カナダ上院議長より、同議長のカナダ上院議長就任に際し発した祝辞に対する礼状を接受した。

本日議長は、ヌーマン・クルトゥルムシユ・トルコ共和国大国民議会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

審査報告書

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和五年六月二十日

財政金融委員長 酒井 庸行

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間公益活動を一層促進するため、目的規定等を改正するとともに、指定活用団体及び資金分配団体が民間公益活動の実施のための助言又は派遣を行うことを明記し、指定活用団体から助成等を受ける団体として活動支援団体を創設し、並びに指定活用団体の業務に資金分配団体に対する出資を追加するほか、指定活用団体の事務に要する経費に係る特例の期限を延長する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和五年六月八日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「より、」の下に「国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決並びに民間公益活動の自立した担い手の育成等を図り、もつて」を加える。

第八条中「及び第十九条第二項第三号ロ」を並びに第十九条第二項第三号ロ及びハ」に改める。

第十六条第一項中「高齢化」の下に「及び国際化」を加える。

第十九条第二項第三号イ中「資金分配団体」の下に「及びハの活動支援団体を加え、」に「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改め、同号ロ中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改め、「対し助成等」の下に「これらに付随する助言又は派遣(民間公益活動の実施のための助言又は民間公益活動に関する知識及び経験を有する者の派遣をいう。以下同じ。)を含む。」を加え、「助成等」を「当該助成等」に、「助成又は貸付け」を「助成等」に改め、同号に次のように加える。

ハ 民間公益活動を行う団体又は民間公益活動を行うおとする団体若しくは個人に対し助言又は派遣(休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等に付随するものを除く。)を行う団体であつて、当該助言又は派遣に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの(以下「活動支援団体」という。)

第二十一条第一項一号中「助成等」の下に「これらに付随する助言又は派遣を含む。」を加え、「助成又は貸付け」を「助成等」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 資金分配団体又は実行団体に対し、第一号又は前号の業務に付随する助言又は派遣を行うこと。

第二十一条第一項一号の次に次の一号を加える。

二 活動支援団体に対し、助言又は派遣(休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等に付随するものを除く。)の実施に必要な資金について助成等を行うこと。

第二十一条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第二十二条第二項中「及び民間公益活動を行う団体」を「活動支援団体及び実行団体」に改め、同条第三項中「同項第二号」の下に「の業務を行う場合にあつては活動支援団体を、同項第三号」を加え、「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改め、同条第四項中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改め、同条第五項中「及び民間公益活動を行う団体」を「活動支援団体及び実行団体」に改める。

第二十三条第二項第一号中「及び民間公益活動を行う団体」を「活動支援団体及び実行団体」に、「助成又は資金の貸付け」を「助成等」に改める。

附則第三条中「五年」を「十年」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定及び附則第三条の改正規定並びに次条から附則第五条まで及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(基本方針等の変更に関する経過措置)

第二条 内閣総理大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この法律による改正後の民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「新法」という。)第十八条の規定の例により、基本方針(同条第一項に規定する基本方針をいう。次項において同じ。)を変更することができる。

2 前項の規定により変更された基本方針は、施行日において新法第十八条の規定により変更されたものとみなす。

第三条 内閣総理大臣は、施行日前においても、新法第十九条の規定の例により、基本計画(同条第一項に規定する基本計画をいう。次項において同じ。)を変更することができる。

2 前項の規定により変更された基本計画は、施行日において新法第十九条の規定により変更されたものとみなす。

第四条 指定活用団体(新法第二十条第一項に規定する指定活用団体をいう。次条第一項において同じ。)は、施行日前においても、新法第二十三条の規定の例により、民間公益活動促進業務規程(同条第一項に規定する民間公益活動促進業務規程をいう。次項において同じ。)の変更を

し、内閣総理大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けた民間公益活動促進業務規程は、施行日において新法第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。

第五条 指定活用団体は、施行日前においても、

新法第二十六条第一項から第三項までの規定の例により、事業計画及び収支予算の変更をし、内閣総理大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新法第二十六条第一項の認可を受けたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 新法の規定については、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年六月二十一日

議院運営委員長 石井 準一

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和五年六月二十日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長を(「常任委員長を除く。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前に係る分の各議院の常任委員長及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視

視審査会の会長に対するこの法律による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八条の二の議会雑費については、なお従前の例による。

審査報告書

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年六月二十一日

議院運営委員長 石井 準一

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和五年六月二十日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 尾辻 秀久殿

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三十七号)

の一部を次のように改正する。

第五条第十項及び第十六条第九項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前に係る分のこの法律による改正前の裁判官弾劾法第五条第十項及び第十六条第九項の職務雑費については、なお従前の例による。

審査報告書(法務委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

令和五年六月二十一日

法務委員長 杉 久武

参議院議長 尾辻 秀久殿

(別紙)

一、採択すべきもの(二六件)

内閣に送付するを要するもの

裁判所の人的・物的充実に関する請願(二六件)

第一五五五号、第一五五六号、第一五五七号、第一六〇八号、第一六八二号、第一六八三号、第一七三五号、第一八〇〇号、第一八二二号、第一八九五号、第一八九六号、第一八九七号、第一八九八号、第一八九九号、第一九〇〇号、第一九〇一号、第一九〇二号、第一九〇三号、第一九〇四号、第一九〇五号、第一九一八号、第二〇四二号、第二一八一号、第二二三一号、第二三八四号、第二四四〇号

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

令和五年六月二十一日

厚生労働委員長 山田 宏
参議院議長 尾辻 秀久殿

一、採択すべきもの（二四八件）

内閣に送付するを要するもの

社会福祉施設職員等退職共済制度に関する請

願

第二八号

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(三三件)

第三四五号、第五五二号、第五七九号、第八九六号、第九一三号、第九一四号、第九一五号、第九二〇号、第九二一号、第九二二号、第九二三号、第九二四号、第九三三二号、第九五五五号、第九五六号、第九七二二号、第九七五号、第九七八号、第九七九号、第一〇〇九号、第一一六五号、第一六二五号

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（七〇件）

第五四三号、第六〇四号、第六〇五号、第六〇六号、第六〇七号、第六〇八号、第六〇九号、第六一〇号、第六一一号、第六一二号、第六一三号、第六一四号、第六一五号、第六一六号、第六二一号、第六五〇号、第六五一号、第六五二号、第六五三

号、第六五四号、第六五五号、第六五六号、第六五七号、第六五八号、第六五九号、第七五〇号、第七五一号、第七五二号、第七五三号、第七五四号、第七五五号、第七五六号、第七六九号、第七七〇号、第七七一号、第七八一四号、第七八五号、第七八六号、第七八七号、第七八八号、第七九〇号、第七九〇一号、第七九〇二号、第七九一六号、第七九二五号、第七九三六号、第七九三七号、第七九四一号、第七九七三号、第七一〇一四号、第七一〇四一号、第七一六六号、第七一六七号、第七二四五号、第七二五七号、第七二八二号、第七三〇八号、第七四七〇号、第七六三七号、第七九六七号、第七二八七号、第七二八〇号、第七二四二三号、第七二六六〇号、第七二六六一号、第七二三三三三号、第七二八一一号

の総合的な推進に関する請願(六〇件)

号、第二三四号、第二三五号、第二三六号、第一二三七号、第一二四七号、第一二六三号、第一二六四号、第一二六五号、第一二八三号、第一二八四号、第一三一一号、第一三一二号、第一三二五号、第一三二六号、第一三八四号、第一六三八号、第一六八九号、第一八七七号、第二〇七一號、第二一八八号、第二二八五号、第二五〇六号、第二六六六号、第二七四六号、第二七四七号

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と治療薬開発に関する請願（九件）

第一六四六号、第一六九七号、第一六九八号、第一六九九号、第一七〇〇号、第一七〇一号、第一七〇二号、第一七〇三号、第一七七〇号、第一七七一号、第一七七二号、第一八一一号、第一八八二号、第二二八八号、第二二八九号、第二六七〇号、第二七五二号、第二七五三号、第二八一七号

てんかんのある人とその家族の生活を支える

二一九四号、第二三〇二号、第二三〇三
号、第二三〇四号、第二三〇五号、第二三
〇六号、第二三〇七号、第二三〇八号、第
二三〇九号、第二三一〇号、第二三一
一号、第二三一二号、第二三九八号、第二三
九九号、第二四二五号、第二五一四号、第
二五一五号、第二五五九号、第二五六〇
号、第二六七二号、第二六七三号、第二六
七四号、第二七五六号、第二七五七号、第
二八二一号、第二八二二号、第二八二三号
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制
の整備に関する請願（七件）

第二一九五号、第二一九六号、第二一九七
号、第二三〇〇号、第二三〇一号、第二三
五六号、第二三九五号、第二三九六号、第
二三九七号、第二四二六号、第二四二七
号、第二五一六号、第二五一七号、第二五
一八号、第二七五八号、第二七五九号、第
二八五〇号

我が国の自動車の燃料及びそれを取り巻く産業の今後の展望に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年六月六日

横沢 高德

参議院議長 尾辻 秀久殿

我が国の自動車の燃料及びそれを取り巻く産業の今後の展望に関する質問主意書

日本政府は二〇二一年一月、自動車の電動化目標を大幅に前倒しし、二〇三五年までに百分百電動化を進め、ガソリン車の新車販売を禁止すること

を決めた。したがって、二〇三五年以降は、HV（ハイブリッド自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）、EV（電気自動車）しか売ることができなくなる。

一方EUでは、一旦はエンジン車の二〇三五年以降の販売禁止を決定したものの、二〇二三年三月二十八日のエネルギー相理事会で実質エンジン車の条件付き容認に方針を転換した。合成燃料の開発など、実現に向けては課題もあるが、EUの方針転換を見逃すわけにはいかない。

翻って、自動車産業は約五百五十万人が従事し、我が国を支える基幹産業である。細かな自動車部品のメーカー等も合わせると、関係企業は大企業から中小零細企業まで膨大な数になる。自動車産業を守るためには、世界の自動車産業の趨勢を見極め、時代の流れに乗るよう意識するべきであると同時に、リードすべきところはリードしていくべきであり、それが日本の大きな強みになる

と考える。

カーボンニュートラルの実現と、日本の自動車産業の保護育成に向けた取組の両方とも必要であると思われることから、以下質問する。

一 今回のEUの方針転換を受けて、我が国でもエンジン車の条件付き容認が検討される可能性があるのか、政府の見解を示されたい。

二 我が国の主要産業である自動車産業の維持、発展に対する政府の見解を示されたい。特にガソリン車の部品を作っている企業に対する具体的支援などは考えているのか。

三 我が国が合成燃料の研究開発などで他国に先んじ、世界をリードしていく可能性について政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員横沢高德君提出我が国の自動車の燃料及びそれを取り巻く産業の今後の展望に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員横沢高德君提出我が国の自動車の燃料及びそれを取り巻く産業の今後の展望に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、二千五十年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和三年六月十八日内閣官房、経済産業省、内閣府、金融庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省策定）において、「二千三十五年までに、乗用車新車販売で電動車百パーセント」との目標を設定し、この実現に向けて「包括的な措置を講じる」とこととしているが、御指摘のように「ガソリン車の新車販売を禁止することを決めた」事実はなく、このことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

政府としては、御指摘の「我が国の主要産業である自動車産業の維持、発展に向けて、これまで、継続的な支援を行ってきたところであり、その一環として、御指摘の「ガソリン車の部品を作っている企業に対する具体的支援」については、例えば、エンジン部品の製造等を行う中小企業等による電動車の部品の製造等への事業の転換を支援するため、事業の転換に伴う設備の導入等に係る費用の一部補助、事業の転換を行う企業からの相談等に対応するための拠

点の整備、事業の転換を行う企業への専門家の派遣等を行っているところである。

三について

我が国における御指摘の「合成燃料の研究開発」が先駆的なものとなること等を旨として、合成燃料の製造技術開発を行う事業者等に対してグリーンイノベーション基金を通じて当該開発に係る費用の一部補助等の継続的な支援を行っているところである。

～

安倍晋三首相（当時）が日本再興戦略で掲げた「所得十年で百五十万円増」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月六日

齊藤健一郎

参議院議長 尾辻 秀久殿

安倍晋三首相（当時）が日本再興戦略で掲げた「所得十年で百五十万円増」に関する質問主意書

二〇一三年六月十四日、安倍内閣（当時）は経済政策の第三の矢である成長戦略に当たる日本再興戦略を閣議決定し、「一人当たり名目国民総所得を十年後に百五十万円以上増やす」旨を目標に掲げた。岸田首相も当時外務大臣として政権を支えた一人である。

以下質問する。

一 日本再興戦略が閣議決定され、今年六月で丸十年を迎えた。一人当たり名目国民総所得がそもそも増えた実感は得られていないが、なぜ目

標達成できなかったのか、その理由を具体的に示されたい。

二 この十年間の一人当たり名目国民総所得が、毎年どれだけ増減あったのか、年ごとに示されたい。また、年ごとの結果の分析も示されたい。

三 岸田内閣は、安倍内閣の経済政策の教訓を生かし、国民全体の所得をいつまでいくら増やすのか、具体的に示されたい。

右質問する。

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員齊藤健一郎君提出安倍晋三首相（当時）が日本再興戦略で掲げた「所得十年で百五十万円増」に関する質問に対する答弁書

参議院議員齊藤健一郎君提出安倍晋三首相（当時）が日本再興戦略で掲げた「所得十年で百五十万円増」に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「理由については、新型コロナウイルス感染症による経済への影響などが考えられる。

二について

お尋ねについては、「二〇二三年一～三ヶ月四半期別GDP速報（二次速報値）」（令和五年六月八日内閣府公表等）に基づき、①前年度からの増減の推計値及び②当該増減の分析を年度ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成二十五年年度
①十四・〇万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が十一・〇万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が三・〇万円程度増加したため。
平成二十六年度
①十・四万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が九・〇万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が一・四万円程度増加したため。
平成二十七年年度
①十五・〇万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が十四・一万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が一・〇万円程度増加したため。
平成二十八年度
①一・九万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が三・五万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が一・六万円程度減少したため。
平成二十九年度
①九・九万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が九・〇万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が〇・九万円程度増加したため。
平成三十年年度
①二・四万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が一・三万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が一・一万円程度増加したため。
令和元年度
①一・一万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が〇・九万円程度増加し、一人当

たりの海外からの所得の純受取が〇・二万円程度増加したため。
令和二年年度
①十五・六万円程度減少 ②一人当たり名目国内総生産が十四・〇万円程度減少し、一人当たりの海外からの所得の純受取が一・六万円程度減少したため。
令和三年年度
①二十・一万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が十二・六万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が七・四万円程度増加したため。
令和四年年度
①十六・三万円程度増加 ②一人当たり名目国内総生産が十一・一万円程度増加し、一人当たりの海外からの所得の純受取が五・二万円程度増加したため。
三について
お尋ねの「国民全体の所得」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、名目国民総所得については、岸田内閣において、「いつまでにいくら増やすのか」といった目標は掲げていない。

私有財産を扱う休眠預金活用事業に対する国民の理解に関する質問主意書
民間公益活動促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一号)(以下「同法」という。)は、休眠預金等に係る資金等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とされた法律である。同法は、休眠預金という個人の私有財産を活用する類の法であることから、国民への周知徹底が重要であることは法案審議の時点でも国会において指摘されており、法施行後の現在においても重要であるといえる。これらを踏まえて、以下質問する。
一 同法については、平成二十八年五月十八日の第九十回国会衆議院財務金融委員会において、法案提出者の上田勇議員(当時)が「この法案、そして休眠預金の実態やその活用などについて、国民の幅広い理解をいただくことが必要である」と答弁しているが、休眠預金の実態やその活用について国民の幅広い理解を得る必要があるとの見解は政府においても変わっていない。政府の認識を示されたい。
二 前記一について、国民の幅広い理解を得るために政府が行っている具体策を示されたい。また、その具体策により国民の幅広い理解を得られているか否かの検証はされているか。
三 同法で活用される休眠預金は当然ながら銀行等へ預金している預金者の私有財産である。預金者へ漏れなく周知し理解を得ることは特に重要であると考え、銀行等を通じて預金者へ周知又は理解を求める取組はこれまでなされたか。また、今後実施する予定はあるか。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。
右質問する。
令和五年六月十六日
内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿
参議院議員浜田聡君提出私有財産を扱う休眠預金活用事業に対する国民の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員浜田聡君提出私有財産を扱う休眠預金活用事業に対する国民の理解に関する質問に対する答弁書
一について
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成二十八年法律第百一号。以下「法」という。)第四十八条第一項において、「政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする」と規定しており、御指摘の「休眠預金の実態やその活用」については、引き続き、国民の幅広い理解を得ていく必要があると考えている。
二について
政府においては、法第四十八条第一項の規定に基づき、シンポジウムの開催等の広報活動を

行うとともに、法第二十條第一項に規定する指定活用団体(以下「指定活用団体」という。)の業務について、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(平成三十年三月三十日内閣総理大臣決定、令和四年四月二十七日一部改正。以下「基本方針」という。)において、「休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行わなければならない」としている。指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構においては、基本方針を踏まえ、同機構のウェブサイトに於ける法第十六條第一項に規定する民間公益活動を行う団体の活動に係る動画等の情報発信、シンポジウムやセミナー等の各種イベントの開催等の啓発活動及び広報活動を行っており、政府と同機構との連携の下、これら啓発活動及び広報活動についての評価を行い、法第三十五條に規定する休眠預金等活用審議会において、その評価に関する検証を行っている。

食料自給率向上と農業従事者支援の充実に關する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
令和五年六月七日

参議院議長 尾辻 秀久殿
神谷 宗幣

食料自給率向上と農業従事者支援の充実に關する質問主意書

日本の食料自給率は、平成二十二年度にカロリーベースで再び四十%を切つて以降、令和三年度時点で三十八%と低水準のまま推移している。あわせて、令和四年には、基幹的農業従事者の平均年齢が六十八・四歳に達するなど、農業従事者の高齢化が進んでおり、この傾向は今後も続く見込みである。今後見込まれる高齢化した従事者の後継者不足による農業従事者数の減少は、農業生産量の減少をもたらし、食料自給率の低下に大きな影響を与える可能性がある。

農業従事者減少の影響は、食料自給率の低下だけにとどまらない。食料・農業・農村基本法第三条によれば、農業は、食料供給の機能だけでなく、国土保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能を持つとされており、国土の良好な保全、豊かな水源や自然環境、景観を守ること、地域文化の継承などの面からも農業従事者数の減少の問題は深刻である。

政府は、平成二十四年以降、「人・農地プラン」を実施するとともに、平成二十六年度からは、農業生産の効率化を図るために農地バンクの創設や

農地の集積・集約化に取り組んできたものの、この間も我が国の耕地面積は減少し続けており、水田稲作を見ても単位面積当たりの収量はほぼ横ばいとなっている。政府目標を達成するためには、より踏み込んだ施策を講じるべきである。

一部メディアでは、「日本の農家は国からの補助金に依存しており、過保護だ」という論調があるが、農業への保護政策は、世界的に見て決して特異なものではない。EU加盟国では直接支払制度を通じて農業経営体の所得を支えており、アメリカでは価格支持融資制度などが農業経営体を経営困難から救い農業生産を維持する仕組みが整えられている。実際、こうした保護政策は日本よりも充実しており、日本の農業に対する保護政策が他国と比べて過度であるという事実はない。農業の特質上、保護政策がなければ、消費者は手頃な価格で食料を入手することが困難となり、農業従事者も安定した経営を維持することが困難となることは明らかだ。

日本の農業は、他国とは地理的条件等が異なるため、農業競争力に差が生じることは避けられない。しかし、そのことをもって農産物供給を海外からの輸入に頼ることは、食料自給率の向上で食料安全保障を図るという現代世界の要請に背を向けることになる。食料の輸入依存度を減らし、食料自給率の向上に注力するために日本農業が置かれた条件に見合った政策を実施する必要がある。

何よりも生産者が経済的に安心して農業を継続し努力すればそれに見合った収入を得られるよう、国や行政が主導した支援策やスキームへの誘導が必要である。

以上の観点から、以下質問する。
一 昭和三十五年に千七百七十五万人であった農業従事者数は、六十年後の令和二年には、約九割

減の百三十六万人となった。政府は、これらの数値の推移に基づいて、農業従事者数の確保に向けた目標を年次的にどのように設定し、その達成のための取組をどのように計画しているのか。

二 同じく昭和三十五年から令和二年にかけて、カロリーベースの食料自給率は、七十九%から三十七%と半減した。食料・農業・農村基本計画では、令和十二年度までに飼料の自給率と食料国産率の向上を図りながら、カロリーベースで総合自給率四十五%、生産額ベースの総合食料自給率を七十五%に高める目標設定をしているが、こうした数値目標は耕作地と農業従事者確保、経営の効率化などが図られなければ単なる画餅となりかねないものである。前記一への答弁と併せて、令和十二年度までの食料・農業・農村基本計画の目標数値の達成をどのような取組で担保していくのか、具体的に示された

三 現在、農業生産を拡大促進する取組の一つとして、都市部での水耕など、限られた空間を最大限に活用し効率的な食料生産を実現する新しい農業展開が試みられている。これらの新しい事業について現状と政府の今後の支援策、目標について説明されたい。

四 農業従事者の減少は、耕作放棄地の増加という形にも現れている。耕作放棄地が長期間放置されると、農地としての再利用可能な土地が減少することにつながる。耕作放棄地について、それが放棄されてきた年数が五年以内のもの、五年以上のもの、十年以上のものそれぞれの面積と割合、都道府県別の分布、それぞれの地域における農地全体に対する割合を示されたい。あわせて、政府は、これらの耕作放棄地の再生

と有効活用についてどのような対策を構想しているのか、具体的に示されたい。

五 令和四年十一月三十日公表の農業経営統計調査「令和三年 農業経営体の経営収支」によれば、令和三年全農業経営体の平均農業所得は百二十五・四万円となっている。低水準の所得が農業従事者数の減少の一つの要因となっている。今後、農業生産発展の方向性と併せて、平均農業所得をどのように引き上げていくのか、年次の数値目標を含めて政府の取組を示されたい。

六 同調査では、我が国の主食である米を生産する水田稲作経営の一経営体当たり農業粗収益は三百五十・三万円となっている。これから農業経営費三百四十九・三万円を差し引くと、農業所得は、一万円となり、前年に比べて九十四・四％減となっている。これらの数値は、水田稲作以外の農作物生産の所得も含まれているのか。また、水田稲作専業経営体と他の作物を並行して生産している経営体の実数、割合についても示されたい。水田稲作を専業にしている経営体のみを見た場合の平均農業所得はいくらになるのか。

七 政府は、持続可能な農業経営を支援するため、農業経営体の収入向上策についてどのような目標とテンポをもつて進めようとしているのか。また、政府は、米の消費拡大の取組と農業従事者振興策に関する質問主意書（令和五年二月二十八日提出質問第二十九号）に対する答弁書（内閣参質二二―第二十九号）で、「需要に応じた生産による農業者の所得の向上が、農業従事者の育成に資すると考えている」と答弁しているが、「需要に応じた生産による農業者の所得の向上」のための施策はどのような内容なのか。

八 日本の農地は、傾斜地の多い中山間地域にも広く点在しているため、農地の集約・大規模化には限界がある。小規模農家による経営がこうした地域では重要な役割を果たしているが、これらが農業生産を存続するために、どのような支援策を講じているのか。

九 政府は、若手農業従事者の創出・育成や、失業者に対する事業転換支援などについて、どのような施策を実施しているのか。計画している内容を含めて、数値目標と併せて示されたい。右質問する。

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出食料自給率向上と農業従事者支援の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出食料自給率向上と農業従事者支援の充実に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「農業従事者数の確保に向けた目標」は設定していないが、「食料・農業・農村基本計画」（令和二年三月三十一日閣議決定。以下「基本計画」という。）においては、「農業者の大幅な減少等により、農業の持続性が損なわれる地域が発生する事態が懸念されることから、これを防ぐため、「新規就農の促進・・・」などを進め、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍を促すことが重要である」としているところであり、就農準備段階や経営開始直後の青年就農者を対象とした資金の交付、農業法人等にお

ける雇用就農者の研修に対する支援、無利子融資等を活用した機械・施設等の取得の支援等の施策を実施している。このような取組を通じて、御指摘の「農業従事者数の確保」に取り組んでまいりたい。

二について

御指摘の「目標数値」については、基本計画において、「食料消費見通し及び生産努力目標を前提として、諸課題が解決された場合に実現可能な水準として示す食料自給率等の目標」として設定しており、お尋ねの「目標数値の達成をどのような取組で担保していくのか」については、基本計画において、「食料自給率の向上に向けた課題と重点的に取り組むべき事項」として、「食料消費」については、「食育や国産農産物の消費拡大、地産地消、和食文化の保護・継承、食品ロスの削減をはじめとする環境問題への対応等の施策を個々の国民が日常生活で取り組みやすいよう配慮しながら推進する必要がある」と、「農業生産」については、「持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化の加速化、経営発展の後押しや円滑な経営継承を進めるとともに、農業生産基盤の整備やスマート農業の社会実装の加速化による生産性の向上、各品目ごとの課題の克服、生産・流通体制の改革等を進める必要がある」としていることを踏まえ、引き続き、各種施策に取り組んでまいりたい。

三について

御指摘の「限られた空間を最大限に活用し効率的な食料生産を実現する新しい農業展開」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省のホームページにおいて公表している「園芸用施設の設置等の状況（R二二）」による

と、御指摘の「水耕」も含めた「養液栽培施設」の「設置実面積」は、令和二年時点において二千十四ヘクタールであり、トマト、いちご等が生産されている。「養液栽培施設」についての目標は設定していないが、これも含めた園芸施設の整備等に要する費用の一部を補助する支援を行っているところであり、引き続き、必要な支援を行ってまいりたい。

四について

前段のお尋ねについて、耕作放棄地（農林業センサスにおいて「以前耕作していた土地で、過去一年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。」と定義していた「耕作放棄地」をいう。）の面積については、平成二十七年まで取りまとめを終了しているが、平成二十年から毎年農林水産省が取りまとめている、荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。以下同じ。）の面積については、お尋ねの「都道府県別の分布については同省のホームページにおいて公表している」（令和三年度の荒廃農地面積）に示しているとおりであるが、お尋ねの「放棄されてきた年数が五年以内のもの、五年以上のもの、十年以上のものそれぞれの面積と割合」の調査は行っており、把握していない。また、お尋ねの「それぞれの地域における農地全体に対する割合」については、その意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）（第二条第三項に規定する農地中間管理事業の実施により農業の担い手への農地集積・集約

化を進めるとともに、日本型直接支払制度により農業生産活動を下支えするほか、中山間地域等においては、農山漁村振興交付金により、採草放牧地の用に供することを含め、土地の活用を総合的に支援することにより、荒廃農地等の発生防止及び解消に取り組んでいるところである。

五について

お尋ねの「農業生産発展の方向性」については、例えば、基本計画において「生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営」主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営」を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の需要の変化に対応しつつ安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に重要となっている」と示しているところである。このため、基本計画においては、「経営感覚を持った人材が活躍できるよう、経営規模や家族・法人など経営形態の別にかかわらず、担い手(効率的かつ安定的な農業経営及びこれを旨として経営改善に取り組む農業経営(認定農業者、認定新規就農者、将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農)の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地の集積・集約化、農業生産基盤の整備の効果的な実施、需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築とその他の生産基盤の強化、スマート農業の普及・定着等による生産・流通現場の技術革新、気候変動への対応などの環境対策等を総合的に推進する」としており、こうした施策が、農業の担い手の所得の向上に寄与し、このことが御指摘の「平均農業所得」を

「引き上げていくことにつながるものと考えている。

なお、お尋ねの「平均農業所得」の「年次の数値目標」については設定していない。

六について

御指摘の「水田稲作経営」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農林水産省の「農業経営統計調査 令和三年 農業経営体の経営収支」における水田作経営の農業所得には、御指摘の「水田稲作以外の農作物生産の所得」も含まれている。

また、お尋ねの「水田稲作専業経営体と他の作物を並行して生産している経営体の実数、割合」及び「水田稲作を専業にしている経営体のみを見た場合の平均農業所得」については取りまとめている。

七について

前段のお尋ねの「農業経営体の収入向上策について」の「目標」については設定しておらず、その「テンポ」についてお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、例えば、主食用米を含めた米穀に係る需要見通しや価格動向等についての生産者等に対するきめ細かな情報提供、主食用米から麦・大豆や野菜、果樹といった需要が大きい作物への転換への支援が含まれる。

八について

中山間地域を含む、農地の集約化やほ場の大区画化が困難な地域においては、農業経営の規模の大小にかかわらず、四について述べたとおり、日本型直接支払制度や農山漁村振興交付金等による農業生産活動の下支え等の支援策を講じているところである。

九について

御指摘の「若手農業従事者」及び「失業者に対する事業転換支援」の意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、一について述べたとおり、新規就農の促進が重要と考えており、一定の要件を満たした四十九歳以下の者を対象に、就農準備段階や経営開始段階の資金の交付、農業法人等における雇用就農者の研修に対する支援等の施策を実施しているところである。

PIF専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・ALPS処理水に関する指摘及び海洋汚染の国際法上の定義等に関する質問

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月七日

山本 太郎

参議院議長 尾辻 秀久殿

PIF専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・ALPS処理水に関する指摘及び海洋汚染の国際法上の定義等に関する質問主意書

PIF専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・ALPS処理水に関する指摘について
本年二月に太平洋諸国の首脳会議である太平洋諸島フォーラム(PIF)の代表団が訪日し、福島第一原子力発電所の現場視察が行われた。PIFの専門家パネルメンバーはこの訪日に関

連して、二月六日にファクトシートを公表し、東京電力の汚染水評価・ALPS処理水放出計画の問題点を以下のように指摘した。

(1) データの質と量が不十分であり、必要な構成要素を含んでおらず不完全で、一貫性もない。海への放出の必要性を判断するに足りない。

(2) 貯水タンクの複雑さと巨大さという特性を考えると、これまでに行われたALPS処理水テスト量では、適切で十分な結果が得られない。

(3) 貯水タンク内のごくわずかな一部分がサンプルとして抽出されている。また、ほとんどのケースで、共有されているデータ内で抽出されているのが六十四の全放射性核種中たった九種のみである。

(4) 東京電力による測定プロトコル/手順は統計的に欠陥のあるものであり、偏りがみられる。

(5) 生態学的影響や生物濃縮に関する考察が著しく欠けており、予測されるリスクについての信頼に足る根拠が見当たらない。

(出所：二〇二三年 PACIFIC ISLAND FORUM公表ファクトシート日本語版「太平洋を安全で核のない青い海に保つためのフォーラムの関与について」より)

1 このファクトシートで示された前記の指摘それぞれについて、本年二月のPIF代表団訪問中あるいは訪日終了後、日本政府及び東京電力からどのように回答したか。回答内容と回答時期、その回答に対するPIF専門家パネルメンバーからの返答内容を示された。

2 同代表団の訪日中及び訪日終了以降、前記ファクトシートに示された指摘以外でPIF専門家パネルから示された追加の指摘・質問の内容が分かる資料を示されたい。また、それら追加の指摘・質問に対して日本政府及び東京電力はどのように回答したか。

二 海洋汚染の国際法上の定義とALPS処理水について

日本が一九九六年に批准した国連海洋法条約第一条(4)では、「海洋環境の汚染」とは、人間による海洋環境(三角江を含む)への物質又はエネルギーの直接的又は間接的な導入であつて、生物資源及び海洋生物に対する害、人の健康に対する危険、海洋活動(漁獲及びその他の適法な海洋の利用を含む)に対する障害、海水の水質を利用に適さなくすること並びに快適性の滅殺のような有害な結果をもたらし又はもたらすおそれのあるものをいう」とされている(外務省ウェブサイトに掲載された同条約和英対訳(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H-1059_2.pdf)より引用)。

有害な結果や障害をもたらしたと証明されたものだけではなく、「もたらすおそれのあるもの」も「海洋環境の汚染」と認めるのが国際海洋法の常識で、日本政府も受け入れている定義である。

1 ALPS処理水の海洋放出は国連海洋法条約第一条に規定された「海洋環境の汚染」に該当するか。該当しない場合、その根拠を示されたい。

2 ALPS処理水の海洋放出は「漁獲などの活動に対する障害をもたらすおそれのあるもの」と考えるか。そう考えないとする場合、その理由を示されたい。

3 中国とロシアが共同声明でALPS処理水の海洋放出に対する懸念を表明したことを受け、西村経済産業大臣は本年三月二十四日の記者会見において、「ALPS処理水という言い方を私どももしているのですけれども、放射能汚染水という言い方などをしておりますので、事実関係に誤認もある」と述べた。

ALPS処理水の海洋放出は「漁獲などの活動に対する障害をもたらすおそれのあるもの」である以上、国連海洋法条約上の「海洋環境の汚染」に該当するのではないか。法的には「海洋汚染を引き起こす」汚染水と呼ぶことに事実関係上の誤認はないと考えるが、これについて政府の見解を示されたい。

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員山本太郎君提出PIF専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・ALPS処理水に関する指摘及び海洋汚染の国際法上の定義等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出PIF専門家パネルメンバーからの福島第一原発汚染水・ALPS処理水に関する指摘及び海洋汚染の国際法上の定義等に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、東京電力ホールディングス株式会社とともに、御指摘の「PIF代表団訪問中あるいは訪日終了後」において、令和五年二

月九日に開催した「東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の現状に関する太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局及び専門家向け対面説明会」、同年四月十四日及び六月一日にオンラインで開催した「東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の現状に関する太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局及び専門家との対話」などの機会を通じて、御指摘の「ファクトシート」に示された前記の指摘及び「前記ファクトシート」に示された指摘以外の「追加の指摘・質問」を含め、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の御指摘の「ALPS処理水」の現状等について、太平洋諸島フォーラム事務局及び御指摘の「専門家パネルメンバー」に対し、科学的根拠に基づき丁寧に説明し、継続的にやり取りを行ってきているところであるが、その詳細については、相手方との関係もあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

政府としては、御指摘の「ALPS処理水の海洋放出」については、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえて定められている核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)に基づく規制基準を厳格に遵守して行うことから、海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)第一条(4)に規定する「海洋環境の汚染」に該当するものとはならないと考えており、また、御指摘の「ALPS処理水」については、御指摘のように「法的に『海洋汚染を引き起こす』汚染水」に該当するものであるとは考えていない。

NHKのインターネット活用業務、衛星放送番組のインターネット配信に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月七日

鈴木 宗男

参議院議長 尾辻 秀久殿

NHKのインターネット活用業務、衛星放送番組のインターネット配信に関する質問主意書

NHKは本年五月三十日、「NHKのインターネット活用業務に係る設備調達で、令和五年度収支予算及び事業計画との関係で明確な説明が行われないまま稟議・契約が進められ、内部手続きが適切ではなかったと考えられる事項がありまして」として、二十九日に総務省に報告したことを公表した。この件に関し、以下質問する。

一 本件に関し、五月三十日の朝日新聞「NHK 未認可配信に九億円 予算計上 放送法抵触の可能性 ネットにBS番組 指摘後 執行停止」、「NHK ずさん予算 理事会開かず計上 経営委・国会案通り 内部調査」理事ら理解せず「BS削減 前会長が対策指示」という報道を機に、三十一日には、読売新聞「NHK経営委に「説明なし」BS配信予算 委員長強い不満 ガバナンス見直し求める」、朝日新聞「NHK違法の恐れ認識 配信予算「是正し解消」主張」、日本経済新聞「NHK不適切手続き BSネット配信予算九億円 一部理事の稟議で承認」、毎日新聞「一部理事稟議のみで計上 NHKネット予算基準違反」、産経新聞「認可外のB

S番組配信に九億円NHK一部役員で決定前
会長時代に稟議 経営委員長「遺憾」、東京新
聞「NHK予算計上で規則違反 ネット対象外
番組に費用 九億円」と新聞各社が報じた。

報道は真実を国民に知らせる義務と責任があ
ると思うが、本件に関して正しく報道されてい
ると思うか、政府の見解如何。

二 本件は、放送法に抵触することであるか。

三 NHKの令和五年度予算に、インターネット
配信の関連支出九億円が盛り込まれていたこと
は事実か。

四 インターネット配信関連支出九億円の予算
は、実際に支出されているのか。

五 本件の問題は、前田晃伸前NHK会長時代に
起きたものと考えているか、政府の認識如何。

六 前田晃伸前NHK会長を含め、稟議に関わ
った役員全員の役職、氏名を明らかにされたい。

七 公共放送であるNHKの予算は、衆参両院で
審議され、国会承認を経て決定される。このこ
とからも本件に関する前田晃伸前NHK会長を
始め稟議、契約に関わった役員の責任は極めて
重いと考えるが、政府の認識如何。

八 本件に関わった役員は、現在NHKの役職を
離れ、子会社に行くべく待機していると思料す
るが、民主主義は手続が一番であり、その手続
を正式に取らなかったことは問題である。子会
社の役員にするのは適切ではないと思うが、政
府の見解如何。

右質問する。

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員鈴木宗男君提出NHKのインター
ネット活用業務、衛星放送番組のインターネッ
ト配信に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

参議院議員鈴木宗男君提出NHKのイン
ターネット活用業務、衛星放送番組のイン
ターネット配信に関する質問に対する答弁
書

一について

お尋ねについては、個別の報道の内容に関す
るものであり、政府としてお答えすることは差
し控えたい。

二について

お尋ねについては、令和五年六月八日の衆議
院総務委員会において、松本総務大臣が「今回
の件でございますが、NHKのインターネット
活用業務に係る設備調達に関する内部手続が適
切でなかったものの、違法性が疑われる支出が
認められず、また、NHKの執行部が新体制に
なった本年四月に、稲葉会長の下で、問題の所
在にNHK自らが気づき、支出前に、過去の稟
議についてNHK内部の規程に基づいて是正を
行い、目的を明確化し、今後とも違法な支出が
行われないよう対応したと承知しており、放送
法にのっとりたものになるよう処理が行われた
と承知をしております。」と述べたとおりであ
り、日本放送協会（以下「協会」という。）が放送
法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」
という。）第七十三条第一項に規定する「第二十
条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目
的に支出した」ものではないと承知している。

三について

お尋ねの「インターネット配信の関連支出九
億円の意味するところが必ずしも明らかでは
ないが、衛星系のテレビジョン放送の常時同時
配信等（以下「衛星テレビ常時同時配信等」とい
う。）のための設備整備に係る予算については、
令和五年六月八日の衆議院総務委員会におい
て、協会の稲葉会長が「予算書には全く計上さ
れてございません。」と答弁したものと承知して
いる。

四について

お尋ねの「インターネット配信関連支出九億
円」の意味するところが必ずしも明らかではな
いが、令和五年五月の協会から総務省への報告
（以下「協会からの報告」という。）によれば、衛
星テレビ常時同時配信等のための設備整備につ
いての支出は行われていないと承知している。

五について

協会からの報告によれば、衛星テレビ常時同
時配信等のための設備整備に関する契約を行う
ための、協会内部の御指摘の「稟議は、令和四
年十二月に行われたと承知している。

六について

お尋ねについては、令和五年六月八日の衆議
院総務委員会において、協会の井上副会長が答
弁したものと承知している。

七について

令和五年度の協会の収支予算等については、
総務大臣が当該予算等に付した意見において、
「受信料収入によって成り立つ協会に対する国
民・視聴者の信頼を保持するため、引き続き、
ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に
組織を挙げて全力で取り組み、不祥事の根絶に
努めるとともに、放送法に基づきNHKグルー
プの業務の適正を確保するための体制整備を適
切に図ること等によりNHKグループ全体での

コンプライアンスを確保・徹底すること」とし
ており、協会において、こうした指摘も踏ま
え、法にのっとり適切に業務を執行していくこ
とが必要と考える。

八について

お尋ねについては、御指摘の「本件に関わ
った役員」の範囲が必ずしも明らかではないが、
六について述べた協会の井上副会長が答弁し
た者であるとする、当該役員の人事に関する
ことについては、政府としてお答えする立場に
ない。

いずれにせよ、令和五年度の協会の収支予算
等に付した総務大臣の意見には、「受信料収入
によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の
信頼を保持するため、引き続き、ガバナンスの
強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて
全力で取り組み、不祥事の根絶に努めるととも
に、放送法に基づきNHKグループの業務の適
正を確保するための体制整備を適切に図ること
等によりNHKグループ全体でのコンプライア
ンスを確保・徹底すること」としており、協会
において、こうした指摘も踏まえ、法にのっとり
適切に業務を執行していくことが必要と考える。

原子力災害に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。

令和五年六月八日

参議院議長 尾辻 秀久殿
ながえ孝子

原子力災害に関する質問主意書

原子力災害は、風向きによってはUPZ(緊急時防護措置準備区域)範囲外でも避難しなければならぬエリアも出てくるなど、広域避難体制を考へておかねばならない特殊性がある。愛媛県の伊方原子力発電所で事故が起こった場合、当該エリアは広域避難の際重要となる高速道路が未開通である。大洲から松山などにつながっている既設高速道路も、片側一車線(単線)で原子力災害発生時に渋滞が予想されるなど、避難の際、高速ネットワークが機能しないのではという心配の声も大きい。また、UPZ圏内唯一の避難路である幹線国道百九十七号線は地滑り危険箇所が多く、国道が分断された場合、代替路がない状況である。

一 伊方原子力発電所近隣住民の安全を確保する避難計画の実効性について、政府はどのように評価しているのか。

二 佐田岬半島の地理的条件により、伊方原子力発電所以西地域の住民は、原子力災害発生時には西の半島の先に避難することとなる。避難計画では、大分県へ船で避難するとされているが、地震と原子力災害が複合的に起こった場合、どのように船舶を確保するのか。伊方原子力発電所以西地域の住民の避難を担うのは、海上保安庁なのか、海上自衛隊なのか。

三 船舶による避難が難しい場合、屋内退避をする計画されているが、このエリアの住民全員が退避できる放射線防護施設は確保されているのか。

四 伊方原子力発電所の立地する佐田岬半島エリアは、急傾斜地に家が点在し、高齢者の独り住まいも多い。原子力災害発生時にどのように災害発生を伝え、避難ルートを指示し、足腰の弱っている住民を居住区から離れた港まで誘導するのか。避難計画では、高齢者など要配慮者の避難について、地域の消防団の協力などを想定しているが、消防団員も減少している中で政府としてどう考えているか。マンパワーは確保されるのか。

五 伊方原子力発電所付近で操業していた漁業者が避難する場合、除染についてはどのように対応するのか。

六 避難ルート策定に緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)は活用されているのか。毎年実施される避難訓練においては、訓練実施の季節に応じて拡散状況などがSPEEDIである程度予測できると思われるが、避難訓練に活用されているか。また、その想定は自治体と共有しているのか。

右質問する。

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員ながえ孝子君提出原子力災害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員ながえ孝子君提出原子力災害に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十七年八月二十六日の伊方地域原子力防災協議会において、「愛媛県広域避難計画」(平成二十五年六月十日愛媛県知事策定。以下「広域避難計画」という。)

「伊方町避難行動計画」(平成二十五年九月三十日愛媛県西宇和郡伊方町長策定)等を含む伊方地域の緊急時における対応が原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。第六條の二第一項の規定に基づき定められた原子力災害対策指針(平成二十七年原子力規制委員会告示第五号)等に照らし、平成二十七年十月六日の原子力防災会議において、内閣府がその結果を報告し、同会議としてこれを了承している。

隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第一項に規定する要請がなされた場合には、お尋ねの「海上自衛隊」が、御指摘の「船舶」の「確保」を含め、必要な対応を行うこととなる。

三について

PAZ等の住民については、二についてで述べたとおり、広域避難計画において、放射性物質の放出が開始される前に陸路又は海路で避難することが想定されているところ、御指摘の「放射線防護施設」については、このような避難が可能な場合においても何らかの事情により避難できない者が退避するための施設として伊方地域において設置されているものであり、御指摘のように「このエリアの住民全員が退避できる」ように設置されているものではないと承知している。

二について

御指摘の「佐田岬半島」を含む「伊方原子力発電所以西地域の住民」については、「愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)」(昭和五十二年二月十八日愛媛県防災会議策定。以下「防災計画」という。における「PAZ及び予防避難エリア」(以下「PAZ等」という。)の住民に該当し、当該住民の避難については、広域避難計画において、原則として、放射性物質の放出が開始される前に防災計画に規定する原子力災害対策重点区域(以下「重点区域」という。)の外に位置する愛媛県伊予郡松前町に予防的に陸路で避難することが想定されているが、御指摘の「地震と原子力災害が複合的に起こった場合」を含め、自然災害により陸路での避難が困難である場合には、同県が船舶を確保した上で大分県又は愛媛県内に海路で避難することが想定されている。

また、PAZ等の住民がこのような避難が行えない場合には、広域避難計画において、御指摘の「放射線防護施設を含むPAZ等の近隣の屋内の退避施設又は自宅に退避することが想定されている。

四について

お尋ねについては、「伊方地域の緊急時対応」(平成二十七年八月二十六日伊方地域原子力防災協議会取りまとめ)において、「関係市町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達すること」、「伊方町は、避難行動中の住民などがリアルタイムで原子力災害に係る情報等(事象の進展状況、避難経路の指示、渋滞情報等)を得られるよう、臨時災害放送局(FM放送)を開設し、同町内全域に情報を発信すること」、「支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移

動すること及び「避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ移動」することが想定されている。

また、愛媛県西宇和郡伊方町において、御指摘の「地域の消防団の協力」に加えて、平素から、ワークショップの開催等を通じて、御指摘の「災害発生を伝え、避難ルートを指示し、足腰の弱っている住民を居住区から離れた港まで誘導」するために必要な人員の確保に努めているものと承知している。

五について

お尋ねの「漁業者」については、PAZ等の住民と同様に、原則として、放射性物質の放出が開始される前に重点区域の外に避難することを想定している。

また、PAZ等の住民が仮に放射性物質の放出が開始された後に重点区域の外に避難を行う場合には、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）において、当該住民の身体の表面の汚染の程度に応じて、同指針に規定する「避難退域時検査」及び「簡易除染」を行うこととされているところ、お尋ねの「漁業者」が放射性物質の放出が開始された後に重点区域の外に避難を行う場合には、当該住民であるか否かにかかわらず、「漁業者」の身体の表面の汚染の程度に応じて、「避難退域時検査」及び「簡易除染」に準じた対応を行うことを考えている。

六について

御指摘の「ある程度予測できる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」については、愛媛

県及び同県西宇和郡伊方町による原子力災害を想定したお尋ねの「避難ルート策定」及び「避難訓練」において使用されていないものと承知している。

外国資本による日本企業合併及び買収に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月八日

参議院議長 尾辻 秀久殿 神谷 宗幣

外国資本による日本企業合併及び買収に関する質問主意書

政府は、平成二十六年四月二十五日に第一回対日直接投資推進会議を開催して以降、外国資本の我が国への直接投資を推進してきた。人口減少が進んでいる現状において力強い成長を実現するためには、対日直接投資を活用し、海外活力を大胆に取り込んでいく必要があるというのがその理由である。

政府は、令和三年度に政策目標として、令和十二年に対日直接投資残高を八十兆円にするとの倍増目標を設定し、令和四年度には、日本企業の外資の出資受入れや、事業売却等を検討するガイドラインを作成するなどして対日M&Aの活用を促進してきた。また、令和五年四月十九日には、海外のファンドによる日本企業の買収例を取り上げた「対日M&A活用に関する事例集」を発表した。政府は、この事例集を「海外資本を活用して、企業変革・経営改善・飛躍的成長につなげた日本企業のケーススタディ」と紹介している。

これらに関連して、萩生田経済産業大臣（当時）も、令和四年四月二十七日の経済財政諮問会議において、先端半導体や洋上風力などへの海外からの投資拡大や海外スタートアップの誘致、内外企業の協業支援の強化、外国資本による日本企業の経営参画を円滑化する取組を進めることを明らかにした。

しかし、実態的に見るなら、これは政府自らが「日本の身売り」を推進しているに過ぎないということではないか。

外国資本による日本企業買収の最大の課題は、外資系に変わった日本企業が生み出す付加価値の全てが外国のものになることである。賃金こそ日本人従業員に支払われるものの、税引き後の利益は全て配当金として海外移転することになり、それが国内での投資拡大や富の蓄積につながらず、「資本空洞化」というべき循環が生まれることになる。さらに、日本企業が長年築いてきた経験やノウハウも全て外国に流出してしまうこともしばしばである。このように、日本人は労働力のみを提供しながら、企業による生産、活動の成果がほとんど海外に持ち去られるという在り方は、日本を事実上の「経済的植民地」に落とし込むことに等しく、やがては日本の産業基盤の崩壊し、富の蓄積と分配が国内に薄いものとなり、国全体の疲弊を招くことになることを危惧させる。

そこで、以下質問する。

一 外国資本の手を借りて日本経済を成長させても、労働対価支払以外の利益から日本国民が疎外されれば、豊かな生活の実現は遠ざかり、やがては国民の生命、財産、国益を守り抜くことは困難になるのではないか。そもそも政府は、日本経済全体の成長力を強化し、地域経済の活性化を行うという目標において、国民所得の上

昇、産業基盤の強化、社会福祉制度の充実をどのように図っていくのか具体像を示し、外国資本による日本企業買収をその中でいかなる位置付けに置いているのか示されたい。

二 萩生田経済産業大臣は、令和四年四月二十七日の経済財政諮問会議において「経済安全保障に留意しながら、外国資本による日本企業の経営参画を円滑に進める方策について検討する」と述べている。政府は、外国資本による日本企業の経営参画を円滑に進めることが、どのようにに経済安全保障に貢献すると考えているのか。国益との両立をどのように図るのかを具体的に示されたい。

三 経済産業省が作成した「対日M&A活用に関する事例集」では、外資系PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド）が日本企業をM&Aをすることを推奨している。

PEファンドは、機関投資家や個人投資家から集めた資金を非上場企業に投資し、企業価値を高めるためにリストラや資産売却、経営者派遣などを行い、その後、買収した企業を売却して出資者に利益配当することを目的とした投資組合である。PEファンドは、出資者に配当できる利益を最大化することを目指していることからすれば、このようなM&Aを推奨すれば、当該日本企業で働く労働者の多くが職を失い、その手当てに国全体が追われることとなりながら、一方で企業そのものは転売の対象とされて「転売益」目当てで転がされてしまう可能性が極めて高い。この点について、政府は、どのような予測を行っているのか。

四 「対日M&A活用に関する事例集」の作成者には、PEファンドによる日本企業へのM&Aが増加することで、ビジネス上のメリットを得る

ことができる外資系P EファンドやM & Aに関わる助言を行うことが収入となる法律事務所、M & Aの手数料を得ることができるM & A仲介会社などがある。経済産業省は、日本企業の利益に立つのではなく、日本企業買収で利益を上げようとする外国資本のための手引きを外国資本側の代理人たちが作成することを手助けしていることにならないのか。事例集の中立性、透明性の確保を図るために、作成者の選定や情報の信頼性を日本の国益、日本企業や労働者の立場、利益に立つて精査すべきと考えるが、どのような措置を採ったのか、具体的に示されたい。

右質問する。

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員神谷宗幣君提出外国資本による日本企業合併及び買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出外国資本による日本企業合併及び買収に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの「国民所得の上昇、産業基盤の強化、社会福祉制度の充実」を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二三」（令和五年六月十六日閣議決定）などを踏まえて、引き続き必要な取組を進めていく考えであり、その中で、同方針に記載しているとおり、「海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡

大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていく」観点から引き続き対日直接投資を促進していくこととしており、例えば、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」（令和五年四月二十六日対日直接投資推進会議決定）に記載していることと、「海外からの投資や人材を受け入れることは、新たなアイデアやノウハウの導入を通じたイノベーションの発揚」につながると期待されることから、御指摘のように「労働対価支払以外の利益から日本国民が疎外され」とは考えておらず、御指摘のように「外国資本の手を借りて日本経済を成長させても・・・国民の生命、財産、国益を守り抜くことは困難になる」とは考えていない。

二について

政府としては、一について述べたとおり、「海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていく」観点から、御指摘の「外国資本による日本企業の経営参画」を含め、対日直接投資を促進しており、御指摘の「外国資本による日本企業の経営参画」については、一般論として申し上げれば、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）に記載している「我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等」等の観点から、お尋ねの「経済安全保障」の確保に「貢献」し得るものであると考えている。

また、安全保障上の懸念がある外国投資家による対日直接投資については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づいて適切に対応するなど、我が国の安全保障

障に万全を期する取組を進めており、こうした取組を通じて、御指摘の「外国資本による日本企業の経営参画」について、「国益との両立」を図っていく考えである。

三について

経済産業省としては、御指摘の「P Eファンド」による「対日M & A」については、「対日M & A活用に関する事例集」（令和五年四月十九日経済産業省貿易経済協力局投資促進課作成。以下「事例集」という。）に掲載していることと、日本企業において御指摘の「対日M & A」を受け入れたことにより、従業員数や売上増加等の経営状況の改善を達成した多数の事例が存在すると考えられることから、御指摘のように「P Eファンド」による「M & A」を推奨すれば、当該日本企業で働く労働者の多くが職を失い、その手当に国全体が追われることとなりながら、一方で企業そのものは転売の対象とされて「転売益」目当てで転がされてしまう可能性が「極めて高い」とは考えていない。

四について

経済産業省としては、事例集の作成に携わった「対日M & A課題と活用事例に関する研究会」の構成員の御指摘の「選定」に当たって、御指摘のように「日本企業や労働者の立場、利益」等を勘案しながら候補者の「精査」を行った上で、経済学、経済安全保障等の幅広い分野から、専門的知見を有する者を同研究会の構成員に任命する中で、事例集に法律やM & Aの実務に関する専門的知見を取り入れ、事例集を国際的な潮流を踏まえたものにするため、御指摘の「法律事務所」及び「M & A仲介会社」に所属する者を任命しており、また、事例集の作成過程において、御指摘の「情報の信頼性」についても「精査」

を行っているため、「経済産業省は、日本企業の利益に立つのではなく、日本企業買収で利益を上げようとする外国資本のための手引きを外国資本側の代理人たちが作成することを手助けしている」との御指摘は当たらないと考えている。

新型コロナウイルスによる副反応疑い報告制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月九日

参議院議長 尾辻 秀久殿

山本 太郎

新型コロナウイルスによる副反応疑い報告制度に関する質問主意書

本年六月一日の参議院厚生労働委員会において、厚生労働省は、製薬会社三社の新型コロナウイルスによる副反応疑い報告制度で報告された事例のうち、ワクチン接種後の死亡事例の総数は、四月二十八日時点で二千五十八件と答弁している。そのうち、解剖が実施された事例が二百四十件程度であり、報告医が関連ありと報告した件数は五十五件である。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 新型コロナウイルスによる副反応疑い報告の死亡例のうち、五十五件が「解剖が実施され、報告医によりワクチン接種と関連あり」として報告されている。その中で、副反応報告基準（厚生労働省通達「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（令和五年三月三十一日）別紙様式一）の報告基準をいう。以

下同じ。)に該当する症状(同報告基準において「その他の反応」として掲げられる「a・w」の症状を含む。以下同じ。)以外の症状が報告された件数は何件か。

二 前記一について、副反応報告基準に該当する症状以外でどのような症状が報告されているか。報告された症状を全て列挙されたい。

三 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の配付資料(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html)には、前記二の副反応報告基準に該当する症状以外の症状による死亡例も掲載されており、私が確認しただけでも副反応報告基準に該当する症状以外の症状による死亡例が七十以上あった。これらの症状を副反応報告基準に追加しない理由は何か。

四 厚生労働省は本年三月二十二日の参議院予算委員会において、予防接種法に基づく被害者救済制度について「予防接種と健康被害との因果関係を認定された方に救済のための給付を行うもの」とであると答弁している。この答弁を踏まえ、以下質問する。

1 同制度に基づき新型コロナウイルスにより死亡した者の遺族に対して死亡一時金が給付された事例は何件か。

2 死亡一時金が認められた事例のうち、副反応報告基準に該当する症状以外の症状(併発の場合も含む。)で報告された死亡事例の件数と症状は何か。副反応報告基準に該当する症状以外の全ての症状を列挙されたい。

3 被害者救済制度は、「予防接種と健康被害との因果関係を認定された方」を救済する制度である。なぜ、同制度で死亡一時金が支給された方々の症状として報告された副反応報

告基準に該当する症状以外の症状を新型コロナウイルスワクチンの副反応報告基準に追加しないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員山本太郎君提出新型コロナウイルスに関する副反応疑い報告制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出新型コロナウイルスワクチンによる副反応疑い報告制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「副反応報告基準」に「該当する症状・・・以外の症状が報告された件数」については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)による改正前の予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が開始された令和三年二月十七日から令和五年三月十二日までの間における予防接種法第十二条第一項の規定並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第六十八条の十第一項及び第二項の規定により医師等から厚生労働大臣に行われた報告(以下「副反応疑い報告」という。)における死亡事例について取りまとめた令和五年四月二十八日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会薬事分科会質問主意書及び答弁書

令和五年六月二十一日 参議院会議録第三十四号

質問主意書及び答弁書

医薬品等安全対策部会安全対策調査会の資料「一三一一から一三二五までにおいて、「報告医が死因等の判断に至った検査」及び「因果関係(報告医評価)」の欄において、解剖が実施され、報告医が因果関係があると評価したと記載されている五十五例のうち、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて(平成二十五年三月三十日付け健発〇三三〇第三号・薬食発〇三三〇第一号厚生労働省健康局長及び医薬食品局長連名通知)別紙様式一の報告基準(以下「報告基準」という。)に掲げる症状(報告基準の「左記の「その他の反応」を選択した場合の症状」の欄(以下「その他症状欄」という。)に掲げるaからwまでの症状を含み、xにより記載される症状を除く。以下同じ。)以外の症状が報告されたのは三十八例である。

二について

一についてで答えした三十八例において報告された報告基準に掲げる症状以外の症状について、「ICH国際医薬用語集日本語版」の用語を用いて、そのままお示しすると、以下のとおりである。

胃腸出血
壊死性血管炎
黄疸
横紋筋融解症
外傷性ショック
肝梗塞
肝挫傷
冠動脈狭窄
急性呼吸窮迫症候群
急性心不全
胸部不快感
虚血性壊死

虚血性心疾患
虚血性大腸炎
くも膜下出血
頸椎骨折
血球食食性リンパ組織球症
血栓症
血栓性微小血管症
結膜出血
抗アкупリン四抗体陽性梗塞
硬膜下血腫
誤嚥性肺炎
呼吸不全
サルコイドシス
出血性ショック
循環虚脱
小腸出血
腎機能障害
心筋虚血
心筋梗塞
心筋症
腎梗塞
心室細動
心静止
心タンポナーデ
腎動脈血栓症
心突然死
心肺停止
心不全
腎不全
頭蓋内出血
塞栓症
第V因子欠乏症
大動脈解離

多臓器機能不全症候群
多臓器障害
多臓器不全
腸管拡張症
低酸素性虚血性脳症
動脈血栓症
動脈血栓症
突然死
脳虚血
脳出血
脳動脈炎
脳ヘルニア
肺うつ血
肺炎
肺気腫
敗血症
敗血症性ショック
肺出血
肺水腫
肺動脈血栓症
肺胞出血
発熱
腹腔内出血
不整脈
リンパ球浸潤
肋骨骨折
三及び四の3について
御指摘の「副反応報告基準に該当する症状以外の症状」や「副反応報告基準に追加」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、「副反応報告基準に該当する症状以外の症状」が報告基準のその他症状欄に掲げるxにより記載される症状を、「症状を副反応報告基準に追加」

が当該症状を報告基準に明示的に記載すること
を意味するものであるとすれば、報告基準のそ
の他症状欄に掲げるxにより記載される症状を
報告基準に明示的に記載するに当たっては、予
防接種法第十二条第一項の定期の予防接種等を
受けたことによるものと疑われる症状を定める
厚生労働省令の改正を要する場合は、同法第二
十四条の規定に基づき、厚生科学審議会の意見
を聴くこととされていることを踏まえ、厚生科
学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討
部会において、報告基準のその他症状欄に掲げ
るxにより記載される症状が添付文書において
「重大な副反応」として記載されている症状又は
添付文書において「重大な副反応」と記載されて
いない症状のうち重篤になる可能性のあるもの
であるかについて議論を行い、結論を得ること
としていたところ、現時点において、同部会に
おいてこうした議論は行われておらず、報告基
準のその他症状欄に掲げるxにより記載される
症状を報告基準に新たに明示的に記載する予定
はない。
四の1について
予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制
度において、給付の請求は請求者から市町村に
対して行い、給付は厚生労働大臣の認定に基づ
いて市町村が行うこととされているため、厚生
労働省において死亡一時金の給付件数は把握し
ていないが、死亡一時金について同大臣が認定
を行った件数は、令和五年五月二十六日時点
で、六十五件である。
お尋ねの「死亡一時金が認められた事例のう
ち、副反応報告基準に該当する症状以外の症状
(併発の場合も含む)」で報告された死亡事例の

件数と症状については、予防接種健康被害救
済制度は個々の健康被害の事例について迅速な
救済を図ることを目的としている一方、副反応
疑い報告の仕組みでは収集した情報からワクチ
ンの安全性に係る評価及び分析を行うことを目
的としており、予防接種健康被害救済制度にお
ける厚生労働大臣の認定に係る疾病名又は障害
名の定め方と、副反応疑い報告における疾病名
又は症状名の定め方が異なるため、お尋ねの
「死亡一時金が認められた事例」と「報告された
死亡事例」を単純に比較することは困難であ
り、正確かつ網羅的に答えすることは困難で
ある。
非営利型一般財団法人に対する課税の在り方
に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。
令和五年六月九日
参議院議長 尾辻 秀久殿
村田 享子
非営利型一般財団法人に対する課税の在り
方に関する再質問主意書
公益法人制度改革により、公益財団法人及び一
般財団法人の制度が設けられ、併せて税制上の取
扱いが整備された。しかし、非営利型一般財団法
人は、公益財団法人とは異なり利子・配当収入が
所得税法上非課税とされず、一方で法人税が非課
税であるため確定申告も認められないことから源
泉徴収された所得税の還付も受けられず、不利益
を被っている。
このような非営利型一般財団法人に対する課税

の在り方について、令和五年四月四日付けで質問
主意書(第二百一十一回国会質問第五〇号。以下「前
回質問主意書」という。)を提出し、同月十四日付
けで答弁書(内閣参質二一第一五〇号。以下「前回
答弁書」という。)を受領したが、前回答弁書の内
容に関して、改めて以下質問する。
一 前回質問主意書においては、「非収益事業」の
収入及び所得に対する課税の在り方について、
政府の考え方を質問しているにもかかわらず、
前回答弁書においては、「三について」で収益事
業から生じた所得以外の所得を「収益事業外所
得」としているなど、「収益事業外」の所得若し
くは収入に関しての課税の在り方について答弁
があったと認識している。「非収益事業の所得」
と「収益事業外所得」は、同一と考えてよいか。
二 前回質問主意書第三問では、「法人税は非課
税であるならば、法人の課税所得がいくらであ
っても、また所得のもとになる法人の収入
(利子・配当収入)がいくらであってもその所得
や収入には課税されないという理解でよいか。」
と質問したが、前回答弁書の「三について」で
は、「非収益事業」の「収入」に対する課税の在り
方に触れることなく、公益法人等の「収益事業
外所得」については、各事業年度の所得に対す
る法人税を課さないこととされていることが
ら、「収益事業外所得」を「法人税の課税標準と
し、これに税率を乗じて法人税額が算出される
ことはない」とのみ答弁されている。
そもそも、「非収益事業」の収入に対する課税
額を算定するためには、その収入についての課
税対象とすべき所得額を認定する必要がある。
しかし、この答弁では、利子・配当収入のよう
な「収益事業外」の収入については、所得額を計
算しないで、収入に直接課税していると解釈で

きるが、「収益事業外」の収入に関してのみ、所得を計算することを許さず、収入に直接課税される税制度であると解釈してよい。

三 前回答弁書においては、「収益事業外」の収入と「非収益事業」の収入を完全に同義として答弁が組み立てられていると理解するが、その前提で言えば、「収益事業外」の収入に対する課税については、法人税であれ所得税であれ、所得を算定しているのか不明である。

更に言えば、「当該収益事業外所得を法人税の課税標準とし、これに税率を乗じて法人税額が算出されることはない」との回答を前提とすれば、「収益事業外」の収入については、その百パーセントを所得とみなし、法人税を課しているのと事実上同様と考えるのが妥当となる。非営利型一般財団法人に関しては、事実として、具体的には利子・配当収入の百パーセントが所得となる。

このように、収入と所得が等しくなるのは、経費や損金がゼロの場合に限られるが、納税者に申告させずして、経費や損金がゼロと税務当局が一方的に決定することは問題があるのではない。また、非営利型一般財団法人においてのみ、その利子・配当収入が百パーセント所得となる法的根拠はどこに存在するのかを示されたい。

四 実務上、利子・配当収入は所得税法の課税対象となり、収入全額に分離課税が行われて源泉徴収されるので、この段階では利子・配当収入は所得税法上の所得として取り扱われている。しかし、非営利型一般財団法人以外の全ての法人は、確定申告を行って、一年間(年度ごと)で得た益金から損金を減額して、課税標準額(課税対象となる所得額)を算定し、然るべき税率

を乗じて法人税額が決定されている。この確定申告の仕組みでは、納付済みの税が、所得税法を根拠として源泉徴収されたものであっても、法人税額からの減額の対象となっている。

様々な法人の法人税・所得税の課税の有無や確定申告の有無を整理してみると、非営利型一般財団法人のみが、収益事業外の収入である「利子・配当収入」について、その収入全額を所得として扱い、課税する結果となっていること、また、他の法人が行っているように年度末に確定申告によって然るべき法人所得を算定した上で、然るべき法人税率を乗じて課税を行うことが認められないことなどが明らかになっている。非営利型一般財団法人のみが、このような税法上の不公平な取扱いを受けることとなる

法的根拠及び税法理念上の根拠を示されたい。

五 前回質問主意書第六問では、仮に、非営利型一般財団法人が所有する有価証券を売却し損失が出た場合、現行制度であれば、非営利型一般財団法人は、利子・配当収入に課税されているにもかかわらず、損失分を収入から減じて課税所得を申告する方法がなく、収入への課税で完結してしまうことを指摘し、「このような状況では、課税の公平性を欠くばかりか、合理性もないと考えるが、政府の見解を示されたい。」と質問したが、これに対して前回答弁書の「六について」では、「非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、法人税を課さないこととなり、課税所得の計算上、関連する益金も損金も計上されない。」と言っているが、前記二で述べたとおり、実際には収益事業外所得を導き出す収益事業外の収入が益金として計上された前提で、課税されているのと事実上同様である。有価証券の売却損など収益事業外で生じた損失について、法人税法上の損金として計上できるようにするべきではないか。

所得税法・法人税法二法の整合性の観点も含めた上でどう取り扱うのかを示されたい。

七 前回答弁書の「四の二について」では、「非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、同様の調整を行う必要がないことから、控除は行わないこととされている」と述べている。しかし、法人税も利子・配当収入に対する所得税も課税されない公益財団法人には調整の必要はないが、利子・配当収入に対する所得税

税されない利子・配当収入という収益事業外の収入に所得税が課されている前提での、課税の公平性を欠くばかりか、合理性もないのではないかという質問である。この点について、再度、その前提での政府の見解を示されたい。

六 前回答弁書の「四の二について」では、「内国法人が支払を受ける利子、配当等については、法人税と所得税の調整を行うため、確定申告の際に当該利子及び配当等に係る所得税額を法人税額から控除するが、非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、同様の調整を行う必要がないことから、控除は行わないこととされている」と述べている。しかし、法人税も利子・配当収入に対する所得税も課税されない公益財団法人には調整の必要はないが、利子・配当収入に対する所得税

が課税される非営利型一般財団法人には調整の必要があるのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

八 前回答弁書の「三について」には「収益事業外所得又は当該収益事業外所得に係る御指摘の「収入」の多寡にかかわらず、当該収益事業外所得を法人税の課税標準とし、これに税率を乗じて法人税額が算出されることはない」とある。これは、法人税が非課税であると同時に所得税も課されない公益財団法人にとっては、法人税と所得税の調整をする必要がなく問題が生じない。一方、非営利型一般財団法人の場合、「法人税額が算出されることはない」だけでは済まない。既に徴収された所得税がある場合には、決算という行為により年度末に確定した所得に対する法人税額を確定した上で、法人税がゼロ円であれば、先に納めた所得税との調整を行い、還付してもらいたいと考えるのは当然である。しかし、実際には確定申告できる権利を奪われ、結果、税の公平性に反する事態となっている。

この点について、前回答弁書の「二について」で「内国法人については、法人税法第六十八条第一項において、法人税額から利子及び配当等に係る所得税額を控除することとされているが、これは、法人税と所得税の調整を行うためである。」と答弁しているが、この調整を行う手段としての確定申告が非営利型一般財団法人にはなぜ許されていないのか理由を説明願いたい。

九 そもそも非営利型一般財団法人が公益目的事業に充てる利子・配当収入(運用益)は、法人税法上、収益事業外所得として非課税とされている。このことは、前回答弁書の「三について」に

を乗じて法人税額が決定されている。この確定申告の仕組みでは、納付済みの税が、所得税法を根拠として源泉徴収されたものであっても、法人税額からの減額の対象となっている。

おいても、「当該収益事業外所得を法人税の課税標準とし、これに税率を乗じて法人税額が算出されることはない」旨が確認されている。それにもかかわらず、法人税法上は非課税となる利子・配当収入(運用益)に關し、所得税法第八十一条及び第八十二条は、法人・個人を問わず源泉徴収義務者及び税率を規定し、利子所得(所得税法第二十三条)・配当所得(所得税法第二十四条)として所得税が源泉徴収されている。

このように、法人税法上、収益事業外所得として非課税とされている利子所得・配当所得に對し所得税を源泉徴収するのであれば、法人税法第六十八条第一項に従い、法人税と所得税の調整として、ゼロ円の法人税額から利子及び配当等に係る所得税額を控除し、その金額がマイナスとなれば還付請求を認めるべきではないか。前回答弁書の二についてにおいても「内

国法人については、法人税法第六十八条第一項において、法人税額から利子及び配当等に係る所得税額を控除することとされているが、これは、法人税と所得税の調整を行うためである」旨が述べられている。これに反して、収益事業外所得である利子・配当収入(運用益)について、あくまでも法人税法第六十八条第一項の適用を認めない」と解釈するのであれば、その理由を明確にされたい。

十 前回質問主意書第四問の1において、利子・配当収入を得た場合の所得税法上の取扱いに關し、「非営利型一般財団法人については、公益財団法人と同様に非課税とされるべきと考えるが、なぜ、公益財団法人と非営利型一般財団法人の間でこのような取扱いの違いを設けている

のか。」と質問したところ、前回答弁書の「四の1について」では、「公益法人(中略)が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性に鑑み、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益財団法人については、所得税法第十一条第一項の規定により、支払を受ける利子、配当等には所得税を課さないこととされている」との答弁があった。それでは、非営利型一般財団法人は、公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性に關して、公益財団法人とどういふ点で相違しており、所得税を課す対象とするのかを説明されたい。

十一 旧民法第三十四条上の公益法人であり、七十年にわたり公益事業を行ってきた財団法人が、平成二十年度の公益法人制度改革で、公益財団法人の条件を具備していたにもかかわらず、一般財団法人を選択した事例を承知している。その理由は、「収支相償の原則」など公益財団法人の認定基準が永続的な公益事業活動を不可能にするような内容だったためである。その収支相償の原則については、現在の公益財団法人からも撤廃の意見が出ており、政府の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」において見直しの議論が行われてきた。

そのような民間の永続的な公益事業を阻害するような仕組みを認定条件とされていたために、公益財団法人と同様の要件を具備しているにもかかわらず公益財団法人を選択できずに一般財団法人の選択を余儀なくされ、非営利型の要件を満たしているにもかかわらず所得税を課税されて還付を受けることもできなくなっている。

平成二十年の公益法人制度改革に合わせて税制改正も行われ、それによって非営利型一般財

団法人が不利益を被ることとなったが、現在議論されている公益法人制度改革の見直しに合わせ、非営利型一般財団法人に対する税制も見直す意向はないのか。

十二 現行の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の下では、公益財団法人の財産的基礎を維持することは不可能である。財産的基礎の毀損を法的に強制する収支相償原則(公益認定法第五条第六号、第十四条)及び公益目的事業財産の収益権の剝奪(公益認定法第十八条)を撤廃しなければ、我が国の全ての公益財団法人がいずれ存続不可能となるのは避けられない。

公益財団法人に限らず、あらゆる法人の財産的基礎は「資本又は正味財産」にある。資本には、その調達源泉の違いから「拠出資本」と「稼得資本」の二種類が存在する。しかし、収支相償原則と公益目的事業財産の収益権の剝奪は、稼得資本の増加を許さず、拠出資本の減少をもたらし使用・処分のみを法的に強制している。

例えば、米国の非営利組織の場合、寄附された財産の元本部分は永久に維持・投資し、その投資収益のみを特定の事業に充てる制限も可能とされている。しかし、二十年以上もゼロ金利政策が続く我が国では、法的にも稼得資本の増加が許されない中、拠出資本を減少させるほか、公益財団法人に事業継続の道は存在しない。

そもそも公益認定法第二条第四号は、公益目的事業について「学術、技芸、慈善その他の公益に關する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定義する。これは、あくまでも公益目的事業の支出対象の定義であつて、公益目的

事業の財源(収入)を制限する論理的な理由にはならない。

収支相償原則と公益目的事業財産の収益権の剝奪は、所有権に不可欠な構成要素である収益権(民法第二百六条)を著しく制限するものとして、財産権の保障(憲法第二十九条)にも抵触するおそれがある。収支相償原則について付言すると、その計算方法に会計上の発生主義と現金主義が混在する極めて不合理なものとなっている。この点について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員村田享子君提出非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員村田享子君提出非営利型一般財団法人に対する課税の在り方に関する再質問に對する答弁書

一について

先の質問主意書(令和五年四月四日提出質問第五〇号)の三で示されていた「非収益事業」の意味するところが必ずしも明らかではなかったため、先の答弁書(令和五年四月十四日内閣参質二一第一五〇号)の三についてでは、公益法人等の収益事業(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十三号に規定する収益事業をいう。以下同じ。)から生じた所得以外の所得(以下「収益事業外所得」という。)を「収益事業外所得」と定義して、これをお尋ねにある「非収益

事業の所得」に相当するものと判断してお答えしたものである。

二について

御指摘の「利子・配当収入のような「収益事業外」の収入については、所得額を計算しない」で、収入に直接課税していると解釈できる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法人税法第六条において、収益事業外所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課さないこととされており、当該収益事業外所得に係る御指摘の「収入」が法人税の課税標準となることはない。また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五条第三項において、内国法人は、国内において同法第七十四条第一号に掲げる利子等又は同条第二号に掲げる配当等の支払を受けるときは所得税を納める義務がある」とされ、同条に基づき御指摘の「収入」を所得税の課税標準とすることとされているが、所得税と法人税とは課税所得の範囲や課税標準及び課税額の算出に係る仕組みが異なる別個の制度であり、法人税については、「収入に直接課税される税制度」ではないと考えている。

三について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、二についてでお答えしたとおり、法人税については収益事業外所得に係る御指摘の「収入」が課税標準となることはなく、また、所得税と法人税とは別個の制度であるため、法人税については、「納税者に申告させずして、経費や損金ゼロと税務当局が一方的に決定する」ものではなく、また、「非営利型一般財団法人においてのみ、その利子・配当収入が百パーセント所得となる」ものではないと考えている。

四について

所得税については、所得税法第二百十二条第三項において、内国法人に対して利子、配当等の支払をする者は、その支払の際、当該利子、配当等について所得税を徴収し国に納付しなければならないこととされているところ、公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第二号に規定する公益財団法人をいう。以下同じ。）については、公益財団法人が行う公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性に鑑み、当該活動を促進しつつ適正な課税の確保を図る観点から、所得税法第十一条の規定により、支払を受ける利子、配当等には所得税を課さないこととされているものと承知している。

法人税については、法人税法第五条において、内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課することとされているところ、公益財団法人及び非営利型一般財団法人（同法第二条第九号の二に規定する非営利型法人のうち、一般財団法人に該当するものをいう。以下同じ。）については、事業を行って利益を稼得することや、その利益を構成員等に分配することを目的としない法人であると考えられることから、同法第五条及び第六条において、営利企業と競合する収益事業から生じた所得には法人税を課し、収益事業外所得には法人税を課さないこととされているものと承知している。

内国法人が支払を受ける利子、配当等については、同法第六十八条第一項において、利子及び配当等に係る所得税額について法人税額から控除することとされている。一方、当該利子及

び配当等が、非営利型一般財団法人の収益事業外所得である場合は、先に述べたとおり、当該収益事業外所得には法人税を課さないこととされていることから、同条第二項の規定に基づき、当該利子及び配当等に係る所得税額の控除は行われないこととされている。

したがって、内国法人が支払を受ける利子、配当等については、法人税と所得税の調整を行うため、確定申告の際に当該利子及び配当等に係る所得税額を法人税額から控除するが、非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、同様の調整を行う必要がないことから、控除は行わないこととされているものと承知している。

五について

非営利型一般財団法人における所得税及び法人税の課税については、四について述べたとおりであり、御指摘のとおり「利子・配当収入」という収益事業外の収入に所得税が課されているものの、「非営利型一般財団法人の収益事業外所得については」は「法人税が課されていないため、法人税と所得税の調整は行われないものと承知している。

非営利型一般財団法人について、このような取扱いとして趣旨については、四について述べたとおりであり、御指摘のように「課税の公平性を欠くばかりか、合理性もない」とは考えていない。

六について

御指摘の「実際には収益事業外所得を導き出す収益事業外の収入が益金として計上された前提で、課税されているの事実上同様」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二について述べたとおり、所得税と法人税とは課

税所得の範囲や課税標準及び課税額の算出に係る仕組みが異なる別個の制度である。また、非営利型一般財団法人については、法人税法第五条及び第六条において、営利企業と競合する収益事業から生じた所得には法人税を課し、収益事業外所得には法人税を課さないこととされており、収益事業においては益金に算入される性質の収益や損金に算入される性質の損失であったとしても、非営利型一般財団法人の収益事業外所得については、法人税を課さないこととされていることから、課税所得の計算上、関連する益金も損金も計上されないものと承知している。したがって、御指摘の「有価証券の売却損など収益事業外で生じた損失について、法人税法上の損金として計上できるようにするべき」とは考えていない。

七及び八について

非営利型一般財団法人における所得税及び法人税の課税については、四について述べたとおりであり、収益事業外所得については法人税を課さないこととされていることから、所得税との調整は行われないものと承知している。

九について

非営利型一般財団法人における所得税及び法人税の課税については、四について述べたとおりであり、収益事業外所得については法人税を課さないこととされていることから、法人税法第六十八条第二項の規定により、同条第一項の適用対象とはならないものと承知している。

十について

お尋ねの「公益目的事業に係る活動が果たす役割の重要性」については、公益財団法人は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十二条に規定する公益認定等委員会等

の答申を踏まえて行う公益認定(同法第五条に規定する公益認定をいう。以下同じ。)がなされたという点で非営利型一般財団法人と異なるものである。

十一について

非営利型一般財団法人における所得税及び法人税の課税については、四について及び六について述べたとおりであり、これを見直すことは考えていない。

十二について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第六号及び第十四条におけるいわゆる「収支相償原則」は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない旨を定めたものと承知しているが、その運用においては、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成二十年四月内閣府公益認定等委員会策定。平成三十一年三月改定)等において示しているのとおり、将来の公益目的事業の拡充等に充てるための資金の積立ても可能とすることとしている。

また、御指摘の「公益目的事業財産の収益権の剥奪」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同法第十八条は、公益法人(同法第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下同じ。)が保有する財産のうち、公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産等を「公益目的事業財産」とし、これを公益目的事業のために使用し、又は処分しなければならない旨を定めたものと承知しているが、同法第十八条は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)第二十六号第三号の規定等から明らかなとおり、当該財産を直ちに使用し、又は処分しなければならない

らないことを求めるものではなく、公益法人が事業の拡大をするために当該財産を一定の条件の下で資産運用により増加させることを制約するものではないと承知している。

このように、同法は、公益法人の財政基盤の強化を禁じるものではなく、「所有権に不可欠な構成要素である収益権(民法第二百六条を著しく制限するもの)」との御指摘は当たらないと考えている。

また、「収支相償原則について付言すると、その計算方法に会計上の発生主義と現金主義が混在する極めて不合理なものとなっている」とのお尋ねについては、その具体的に意味するところが明らかでなく、お答えすることは困難である。

準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年六月九日

参議院議長 尾辻 秀久殿

浜田 聡

準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に関する質問主意書

生活保護法第一条(昭和二十五年法律第四百四号)により、外国人は生活保護法の適用対象とならないが、政府及び地方公共団体は、当分の間、生活に困窮する外国人に対し、一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日社発第三八二号厚生省

社会局長通知)(以下「通知」という。)に基づき、必要と認める保護を行っている(以下、通知に基づく保護措置を「準生活保護措置」という。この通知は、かつては全ての外国人を対象にしていたが、来日したばかりの外国人が大量に準生活保護措置を求めたこと等をきっかけに改正され、今では、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)に基づく在留カード(以下「在留カード」という。)又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に基づく特別永住者証明書(以下「特別永住者証明書」という。)を交付された者以外は対象とされなくなった。

その後、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)(以下「困難女性支援法」という。)が成立したが、ここで、困難女性支援法に基づいて、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人を保護してしまうと、通知の改正が骨抜きになる。すなわち、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人は、地方自治体に対して準生活保護措置を求めずとも、女性相談支援センターが行う困難女性支援法第九条第三項第二号の一時保護や、同法第十二条第一項の自立支援を求めれば、結果として、住居も食事も確保されるのみならず、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われることとなる。

右を踏まえて、以下質問する。
一 入管法第五十四条第二項により仮放免された外国人は、在留カードではなく仮放免許可書が交付される。在留カードないし特別永住者証明書を持たず、ただ仮放免許可書が交付されるに

過ぎない外国人は、準生活保護措置の対象とならないと認識しているが、政府の見解如何。

二 困難女性支援法第二条にいう「困難な問題を抱える女性」の定義について

1 「困難な問題を抱える女性」とは、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人女性を含むのか。

2 「困難な問題を抱える女性」は、生物学的に女性である者のみを指すのか。それとも、性自認(性自認に対しての政府の認識に関する質問主意書)(第二百一十回国会質問第七二号)に対する答弁(内閣参質二二一第七二号)の「二から四まで及び六について」で政府が答弁している「性自認」という用語をいう。が女性であれば、生物学的に男性であっても対象となるのか。

三 困難女性支援法第十二条第一項に基づき、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人女性を「その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行う」とことは、当該外国人女性の住居及び食事を保証するとともに、同条第三項に基づいて「その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われる」のであるから、事実上準生活保護措置を受けている状況とほぼ変わらない。これは、同法第九条第三項第二号の一時保護を受ける場合も同様である。そうすると、通知を改正し、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人を準生活保護措置の対象外としたことと矛盾するのではないか。政府の見解如何。
また、通知を改正し、在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人を準生活保護措置

置の対象外としたこととの整合性を図るためには、困難女性支援法第二条の「困難な問題を抱える女性」に、在留カードないし特別永住者証明書を持たない者は含まれないと解釈せざるを得ないのではないか。政府の見解如何。

四 仮放免に係る出入国在留管理庁が令和三年十二月に作成した「現行入管法上の問題点」について

1 「收容されている外国人の仮放免に当たり、身元保証人を付ける例が多いが、保証人の中には多数の逃亡者を発生させている例がある。」という一例として、「弁護士A…約二百八十人中約八十人逃亡」という記載があるが、なぜ、そのような身元保証人を付した者に対して仮放免を認めているのか。政府の見解如何。

2 そもそも、入管法第五十四条第一項は、仮放免を請求するに際し必ずしも身元保証人を付すことを求めているわけではないわけであるが、政府が入管法第五十四条第一項の請求に際して身元保証人を求める理由如何。

3 一人の弁護士が約二百八十人の身元保証人になっている現状について、政府の見解如何。

4 仮放免中の者が逃亡した場合、身元保証人は刑事上又は民事上の責任を負うのか。それとも、身元保証人には道義的責任があるのみであり、何らの罰も科されず、何らの損害賠償責任も負わないのか。

5 弁護士の中には、入管法第五十四条第一項の請求を代理することに対する報酬ではなく、単に身元保証人になるだけで報酬を得る者もいるが、身元保証人になるに際し報酬を得てもいいのか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄
参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員浜田聡君提出準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出準生活保護措置と困難女性支援法の関係等に関する質問に対する答弁書

一について

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)による保護に準じた保護については、「生活保護問答集について」(平成二十一年三月三十一日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡において、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者等が対象となる旨を示しているところ、入管法第五十四条第二項の規定により仮放免された者(以下「仮放免者」という。)は、当該在留資格をもつて在留する者等に該当しないため、生活保護法による保護に準じた保護の対象とはならない。

二の1及び三について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「困難女性支援

援法」という。)第二条に規定する「困難な問題を抱える女性」(以下単に「困難な問題を抱える女性」という。)については、同条において「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。）」と規定されており、御指摘の「在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人女性」であつても、この規定に該当する場合には、困難な問題を抱える女性に含まれる。

また、生活保護法による保護に準じた保護の取扱いと困難女性支援法による施策は、その趣旨及び目的を異にするものであることから、生活保護法による保護に準じた保護の対象とならない者が困難女性支援法による施策の対象に含まれるとしても、直ちに、「在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人を準生活保護措置の対象外としたことと矛盾する」とは考えておらず、また、「在留カードないし特別永住者証明書を持たない外国人を準生活保護措置の対象外としたこととの整合性を図るため」に、困難な問題を抱える女性に、「在留カードないし特別永住者証明書を持たない者は含まれない」と解釈せざるを得ない」とは考えていない。

二の2について

困難な問題を抱える女性には、御指摘の「生活上、性的に女性である者」のほか、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第十一号)第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判を受け、同法第四条第一項の規定により女性に変わったものとみなされる者が含まれるものと考えている。な

お、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和五年厚生労働省告示第百十一号)においては、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等と連携して、可能な支援を検討することが望ましい」としている。

四の1について

仮放免の可否については、入管法第五十四条第二項において、「收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の状況及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮すると規定されており、これを踏まえて、仮放免取扱要領(平成十三年二月一日付け法務省管警第十二号法務省入国管理局長通達(最終改正 令和五年三月十五日)第九条において、入国者收容所長又は主任審査官は、仮放免の請求を受けたときは、被收容者の容疑事実又は退去強制事由及び当該被收容者についての審査を担当している入国審査官等の意見のほか、①仮放免請求の理由及びその証拠、②被收容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態、③被收容者の家族状況、④被收容者の收容期間及び收容中の行状、⑤出入国在留管理関係の処分等に関する行政訴訟が係属しているときは、その状況、⑥難民認定申請中のときは、その状況、⑦出身国・地域の政府又は大使館・領事館等との間の送還手続に係る調整の状況、⑧有効な旅券を所持していないときは、その正当な理由の有無、⑨身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被收容者との関係及び引受け熱意、⑩逃亡し、又は仮放免に

付す条件に違反するおそれの有無、^⑪日本国の利益又は公安に及ぼす影響、^⑫人身取引等の被害の有無並びに^⑬その他特別の事情を勘案し、仮放免を許可することができるとしているところである。仮放免の可否は、これらの事情を勘案して個別具体的に判断されるものであることから、お尋ねの「そのような身元保証人を付した者に対して仮放免を認めている」理由について、一概にお答えすることは困難である。

四の2について

身元保証人は、仮放免の可否を判断するに当たり勘案される事情の一つとして求めているものであり、仮放免者が法令を遵守するとともに、仮放免に付された条件に従うことを確保することに資するものであると考えている。

四の3について

一人の弁護士が多数の仮放免者の身元保証人となるのが直ちに問題となるとは考えていないが、その身元保証をした仮放免者の多くが逃亡している者が身元保証人になることについては、仮放免者の逃亡の防止等の観点から望ましくないと考えている。

四の4について

仮放免者が逃亡したことによって、その身元保証人がその地位に基づいて刑事上及び民事上の責任を問われることはないと考えている。

四の5について

入管法及び弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)上、弁護士が仮放免者の「身元保証人」になるに際し報酬を得ることが、直ちに問題となるとは考えていない。

特定非営利法人BONDプロジェクトが重複報告をしている旨を東京都住民監査請求で指摘されていることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年六月九日

浜田 聡

参議院議長 尾辻 秀久殿

特定非営利法人BONDプロジェクトが重複報告をしている旨を東京都住民監査請求で指摘されていることに関する質問主意書

自殺防止対策事業（以下「本事業」という。）は、自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置付けられていることを、また、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を図ることを目的として実施することとされた事業である。本事業は公募により助成団体が選定されており、令和五年度自殺防止対策事業公募要綱には助成められている。また、本事業公募要綱には助成対象事業の要件として、「他の公共団体から助成を受けていない事業であること。」を定めている。

他方、本事業の助成を受けている特定非営利法人BONDプロジェクト（以下「BOND」という。）は、令和五年三月六日付けの東京都住民監査請求において、「令和四年度東京都若年被害女性等支援事業委託において、厚生労働省の自殺防止対策事業の実績と重複して報告していることは要綱違反であり、事業計画書を承認したことは不正であるなど、様々な点において不当があるから、

当該受託者の活動実績等の監査をし、概算払した委託料の返還等の措置を求める。」と請求された。その後、この東京都住民監査請求は同年五月一日に却下されている（五監総第八十七号）。この監査結果本文には東京都監査委員による様々な調査結果が記載されており、監査結果本文には国事業に關する記載も見られる。以上を踏まえて、以下質問する。

一 監査結果本文によると、BONDについて

「相談件数が国事業と本件事業とで合算されたものであったとしても、人件費が按分されている場合は、このことを理由に上記各事業に係る費用が重複して補助対象とされていると言うことはできず、同一の法人が上記各事業を受託している以上、連絡先アカウントや運営時間が異ならないことは不合理なことではない。」と記載がある。つまり、東京都の監査結果本文の記載によると本事業の実施報告と都の支援事業の実施報告が重複して報告されていることについては事実であるようだが、このことについて政府は把握しているか。

二 前記一について、この東京都監査委員により出された見解は政府も同じ見解か。

三 前記一について、本事業の実施報告と都の支援事業の実施報告が重複して報告されている場合は、人件費などの費用按分が適正かどうかについて、どのように把握されているか。

四 前記一について、BOND以外にも本事業の助成団体が他の地方公共団体等の助成金や他の国事業の国庫補助金の補助等を受ける場合は十分想定されるが、同事業の交付金の不正な申請及び不正な使用の防止等のために、公募段階に

においては他の地方公共団体等の助成金や他の国事業の国庫補助金の補助金等を受けている若しくは受ける予定があることを申告させる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和五年六月二十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員浜田聡君提出特定非営利法人BON
Dプロジェクトが重複報告をしている旨を東京
都住民監査請求で指摘されていることに關する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出特定非常営利法人B
ONDプロジェクトが重複報告をしている
旨を東京都住民監査請求で指摘されている
ことに関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「監査結果本文」において、「法人Aの実施状況報告書」について、「相談件数が国事業と本件事業とで合算されたものであったとしても、人件費が按分されている場合には、このことを理由に上記各事業に係る費用が重複して補助対象とされていると言うことはできず、同一の法人が上記各事業を受託している以上、連絡先アカウントや運営時間が異なることはないことは不

合理的なことではない」との記載があることは承知しているが、御指摘の「監査結果本文」においては、「法人A」が具体的にどの法人を指すのかについての記載はなく、仮に、「法人A」が特定非営利活動法人BONDプロジェクトを指す場合であっても、御指摘の「都の支援事業の実施報告」の内容を承知しておらず、また、現時点において、東京都から令和四年度の同都が実施する若年被害女性等支援事業の実績等について報告を受けていないため、御指摘の「監査結果本文の記載」における事実関係を前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

一及び二について述べたとおり、御指摘の「監査結果本文の記載」における事実関係を前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。その上で、仮に、「監査結果本文」における「法人A」が特定非営利活動法人BONDプロジェクトを指すとすれば、同法人は、令和四年度において、「地域自殺対策強化交付金(自殺防止対策事業)交付要綱」(平成三十年五月二十八日付け厚生労働省発社援〇五二八第一号厚生労働事務次官通知別紙)に基づく自殺防止対策事業(以下「自殺防止対策事業」という。)を実施しているところ、同法人からは、同年度の地域自殺対策強化交付金(以下「交付金」という。)の事業実績報告書における相談件数については、同法人が東京都から委託を受けて実施する若年被害女性等支援事業に係る相談件数は含まれていないと聞いている。

四について

お尋ねについては、厚生労働省においては、

自殺防止対策事業の実施者の募集に当たり定める自殺防止対策事業公募要綱において、「対象事業について他の機関からの財政支援を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること」と示しているほか、令和五年度における自殺防止対策事業の実施に当たっては、「令和五年度自殺防止対策事業実施に係る留意点について」(令和五年三月三十一日付け厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室事務連絡)により、自殺防止対策事業を実施する団体に対し、「他の補助金の交付を受け、他の事業を行うことは妨げられないが、対象経費について、自殺防止対策事業と他の事業との間で適切に区分すること。とりわけ、複数の事業に共通的に従事している職員等や、共通的に使用されている物件等がある場合は、当該共通の経費について、業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理した上で交付金を申請し、執行すること」及び「事業実績報告書に添付の「事業の内容及び成果」については、他の補助金による経費による実績と自殺防止対策事業費により得られた実績や成果が明確に区分され確認できるように、任意様式により示すこと」と示しているところであり、御指摘のような「公募段階」ではないが、交付金の交付申請書及び事業実績報告書において、自殺防止対策事業と他の補助金を受けて行う事業との間で対象経費が適切に区分されていること等や、他の補助金による経費による実績と自殺防止対策事業費により得られた実績や成果が明確に区分されていること等を確認することとしている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（配本） 本号一部
送 二〇〇円
料 二〇〇円
別 別